

地域安全まちづくり推進計画

第6期

(令和4年度～令和6年度)

兵庫県

目次

I	はじめに	1
II	第6期推進計画の基本的枠組	
1	位置づけ	2
2	基本理念	2
3	計画期間	2
4	基本的方向	2
III	地域安全を取り巻く状況	
1	社会情勢	3
2	兵庫県の犯罪状況	6
3	地域安全まちづくり活動の現状と課題	13
4	県民の意識	17
IV	第6期推進計画の目標設定	
1	目標	23
2	8つの行動（アクション8）の展開	24
3	8つの行動（アクション8）の活動指標	25
V	主体の役割分担と連携	26
VI	具体的取組	29
	行動1 みんなで安全安心な地域をつくる	30
	行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる	35
	行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる	38
	行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる	46
	行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる	49
	行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる	54
	行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する	60
	行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する	65
	〔参考：第5期推進計画の成果〕	70

I はじめに

兵庫県では、地域安全まちづくり活動を行うことによって安全で安心な兵庫を実現するため、平成18年5月に「地域安全まちづくり条例」を施行しました。この条例に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的・計画的に実施する「地域安全まちづくり推進計画」（第1期～第5期、各3カ年計画）を策定し、県民や団体、事業者などが行う活動を多面的に支援してきました。

平成14年の16.4万件をピークとする刑法犯認知件数は18年連続で減少し、令和3年には3.0万件まで減少するなど、警察活動の充実はもとより、地域住民が主体的に取り組んできた地域安全まちづくり活動などの成果が着実に現れてきています。しかし、高齢者等が被害を受ける特殊詐欺の認知件数は増加し、子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案も高止まりの状況にあるなど、地域の安全安心に向けたさらなる取組が必要です。

また、令和2年以降のコロナ禍で、長期間にわたり外出自粛や、酒類を提供する飲食店等への休業要請、イベントや行事の開催制限、出勤・通学抑制などが行われました。これにより、わが国の社会経済活動や個人の日常生活は大きくかわりました。とりわけ人と人との交流やつながり、助け合いを前提とする地域活動に大きな影響を与え、地域安全まちづくり活動も令和2年春の小中高等学校などの学校が臨時休業をしていた頃には、防犯パトロールや子ども見守り活動などができない状況でした。学校再開後、感染拡大防止対策を徹底し防犯パトロール等が再開されましたが、多くの人が集まる防犯講習会などは従来どおりの方法で行うことができない状況となっています。

第6期の地域安全まちづくり推進計画（令和4年度～令和6年度）においては、ウィズコロナからポストコロナ社会を見据え、重点的に取り組む住民目線の目標を設定し、まちづくり防犯グループ、関係団体、事業者等が連携し地域ぐるみで見守り活動を実践します。高齢者に対する特殊詐欺被害の防止や子どもの安全確保に取り組むことをはじめ、犯罪被害者支援の充実や再犯防止の推進などにも適切に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる兵庫の実現をめざします。

Ⅱ 第6期推進計画の基本的枠組

1 位置づけ

地域安全まちづくり条例第12条に基づき、地域安全まちづくり活動を支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域安全まちづくり推進計画（第6期）を策定します。

また、再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねることとし、再犯防止の具体的な取組を行動7に規定します。

2 基本理念

第1期推進計画からの基本理念を継続し、人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる『誰も取り残さない』持続可能な元気兵庫の実現をめざします。

地域社会の力を基本とした持続可能な安全安心兵庫の実現

3 計画期間

令和4年度～令和6年度（3カ年）

4 基本的方向

(1) 地域安全まちづくり活動の支援

犯罪状況や防犯活動に関する情報を提供し、地域安全への意識の高揚を図るとともに、地域の見守り力を向上させる取組を支援します。また、若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進など、地域防犯に取り組む人材の裾野の拡大を図ります。

(2) 子ども、女性、高齢者等の安全確保の支援

子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案や女性の性犯罪被害が高止まり傾向にあり、高齢者の被害者が多い特殊詐欺被害が増加しています。地域ぐるみで子ども、女性、高齢者を見守るという機運を醸成し、学校や保護者、地域住民等が連携した見守り活動を促進します。

(3) 犯罪被害者等への支援と再犯防止対策の推進

犯罪被害者等に対する県民の理解を促進し、支援団体や犯罪被害者団体等と連携し被害者等を支える地域づくりを進めます。また、罪を償った人が社会の一員としてともに暮らしていけるよう立ち直りを支援するなど再犯防止対策を進めます。

(4) 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援

防犯パトロールなどのソフト面だけでなく建築や設備といったハード面からも防犯対策を進めるため、防犯指針の普及啓発を行います。また、まちづくり防犯グループや商店街等が地域の特性に合わせて取り組む防犯カメラ等の設置を支援します。

Ⅲ 地域安全を取り巻く状況

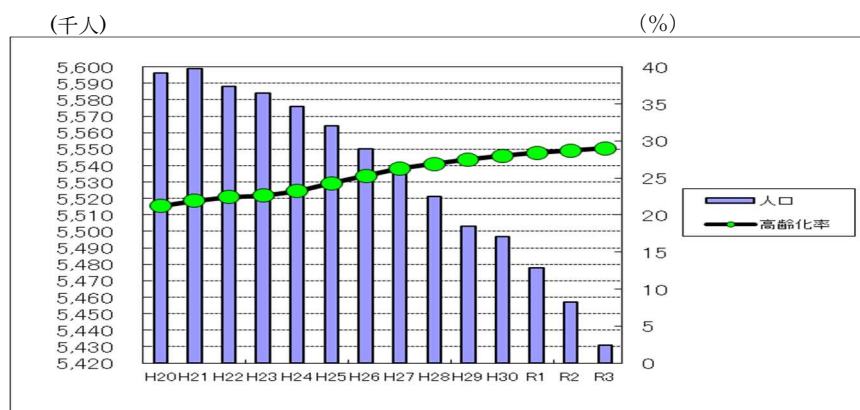
1 社会情勢

(1) 人口減少・高齢化の進展

兵庫県の人口は、少子化の進展などにより、平成 21 年の 560 万人をピークに減少に転じました。令和 3 年の 65 歳以上の人口が全人口に対し 29.0%と超高齢社会となっています。

まちづくり防犯グループも担い手の高齢化等に伴い活動の継続が難しいところも見受けられます。

【兵庫県の人口と高齢化率の推移】



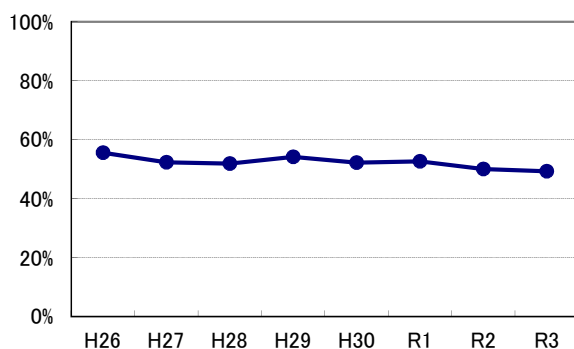
(高齢者保健福祉関係資料 (兵庫県))

(2) 地域における人と人とのつながりの希薄化

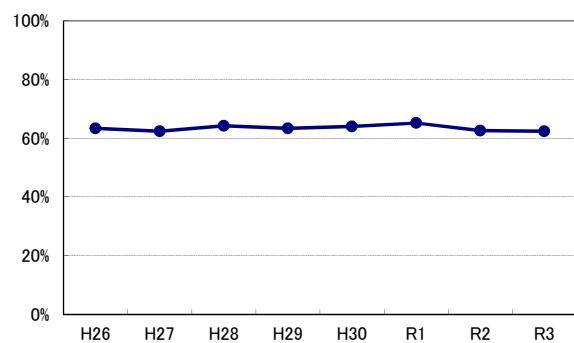
自治会への加入率は、若い世代、ひとり暮らし世帯、居住年数が浅い世帯などで低い傾向にあり、また、近所づきあいの減少など地域コミュニティとのつながりも希薄化しています。

また、自治会は様々な活動をしているが、地域活動について知らない人が多く、自治会活動を担う役員の高齢化、固定化が進んでいます。

【地域の異なる世代の人とのつきあいがある人の割合】



【頼りになる知り合いが近所にいる人の割合】

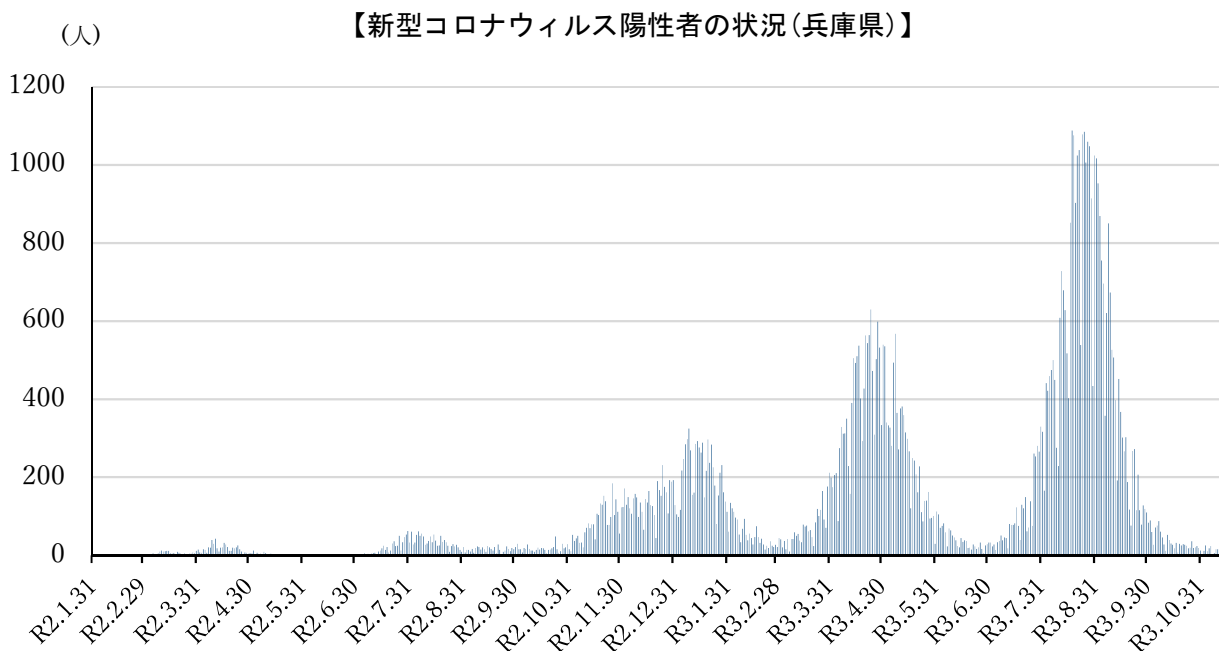


(県民意識調査 (兵庫県))

(3) コロナ禍と地域活動の変容

令和2年1月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と小康状態を繰り返し、数度にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されました。この間、不要不急の往来の自粛、3密の回避などの外出自粛などが要請され、個人の生活に大きな影響を与えました。また、社会的経済的に弱い立場の人々に、必要な支援が届けられにくいという問題もありました。

コロナ禍のなかで、地域活動の担い手の中心が重症化リスクの高い高齢者であることから活動継続の難しさを抱えながら、多数の人が集まる行事や活動の中止、縮小を余儀なくされるなど、人と人との交流やつながり、助け合いを前提とする地域活動は従来どおりの方法で継続していくことが困難になっています。



【新型コロナウイルスの緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施期間】

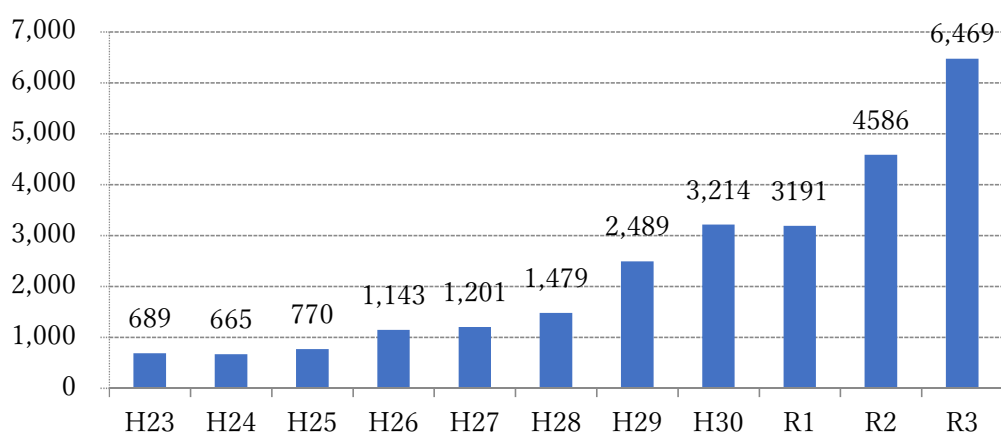
- ・緊急事態措置実施期間
令和2年4月7日～令和2年5月21日
令和3年1月14日～令和3年2月28日
- ・まん延防止等重点措置実施期間
令和3年4月5日～令和3年4月24日
- ・緊急事態措置実施期間
令和3年4月25日～令和3年6月20日
- ・まん延防止等重点措置実施期間
令和3年6月21日～令和3年7月11日
- ・まん延防止等重点措置実施期間
令和3年8月2日～令和3年8月19日
- ・緊急事態措置実施期間
令和3年8月20日～令和3年9月30日

(4) インターネット利用の拡大とその弊害

情報通信技術の進展に伴い、ネットショッピングやSNSなど生活の隅々にインターネット利用が進んでいます。コロナ禍で人との対面での接触を避けるためリモートワークなどインターネットでのコミュニケーションが推奨され、幅広い年代でインターネットの利用が拡大しました。

一方、インターネットを正しく使いこなすことが不十分な人も多くみられ、詐欺、悪質商法等による被害や不正アクセスによる被害を受ける人も増えています。また、SNS等の利用に起因する、児童ポルノ自画撮り被害、児童買春、誘拐等の被害を受ける少年も多くみられます。

【サイバー犯罪に関する相談件数の推移(兵庫県)】



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
詐欺、悪質商法等による被害に関するもの	144	111	222	488	410	591	757	1,201	1,215	1,819	2,405
インターネットオークション被害に関するもの	58	21	42	56	71	33	86	89	125	149	146
名誉毀損、誹謗中傷、脅迫、個人情報の流出	104	101	80	130	178	163	278	325	362	498	446
不正アクセスによる被害、ネットセキュリティに関するもの	116	126	138	272	217	251	438	327	454	521	961
コンピュータウイルスによる被害に関するもの	3	2	14	13	24	67	40	86	57	113	107
迷惑メール、スパムメールによる被害	37	53	60	62	42	55	276	325	193	329	473
クレジットカード番号盗取等クレジット犯罪被害に関するもの	8	5	14	7	13	27	77	87	251	414	908
違法なホームページ・掲示板等の通報、取締り要望	21	45	54	45	40	30	52	64	55	83	93
プロバイダ等との契約・トラブル	3	20	19	1	4	1	7	9	2	7	12
その他	195	181	127	69	202	261	478	701	477	653	918
合計	689	665	770	1,143	1,201	1,479	2,489	3,214	3,191	4,586	6,469

(兵庫県警察本部調)

2 兵庫県の犯罪状況

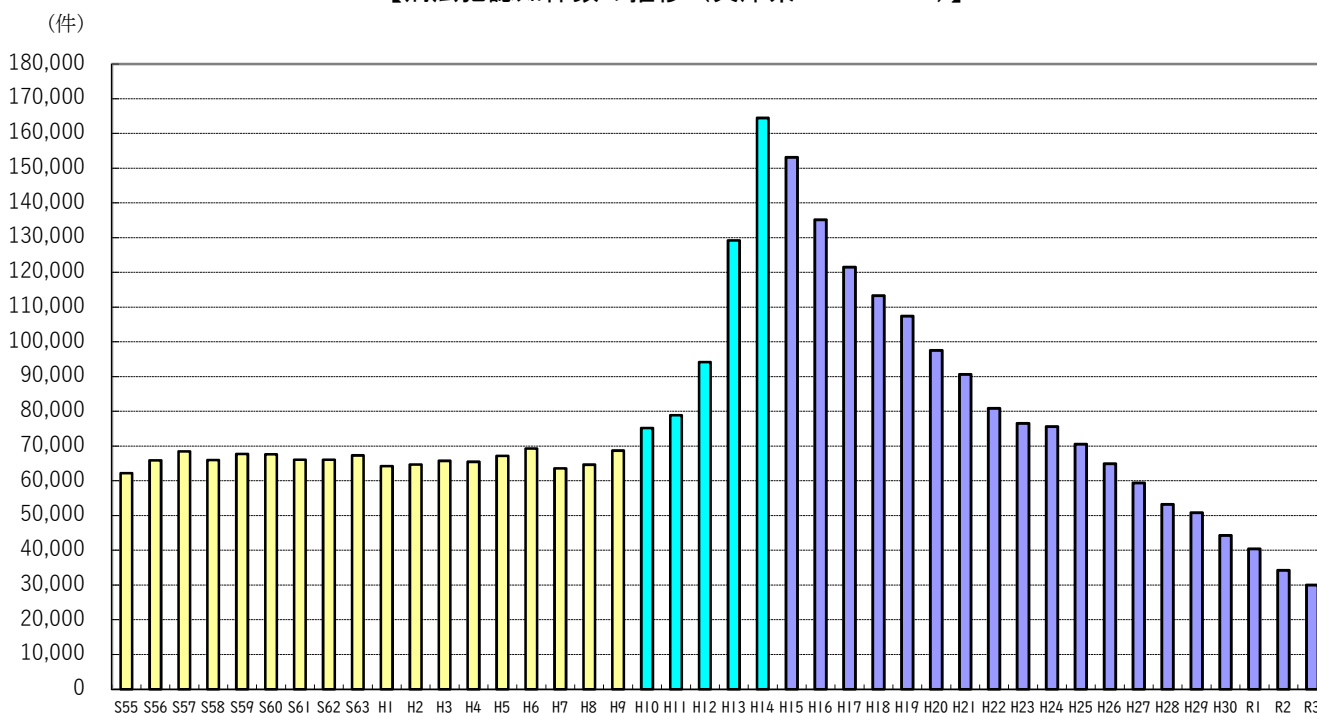
本県の刑法犯認知件数は、平成 14 年の 164,445 件をピークとして、平成 15 年から令和 3 年まで 19 年連続して減少し、令和 3 年の刑法犯認知件数は 30,003 件とピーク時の約 2 割の水準まで減少しています。

罪種別にみると、全体に占める割合の大きい窃盗犯が大幅に減少しています。しかし、高齢者の被害が多い特殊詐欺が増加しているほか、子どもを対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ・つきまとい等の事案はこのところ減少傾向にあるものの依然高い水準にあり、女性の性犯罪被害者は増減しながら高止まっています。

また、コロナ禍で、人との対面での接触を避けるなか、リモートワークなどインターネットでのコミュニケーションが推奨されるなか、インターネット利用犯罪は急増しています。

なお、再犯者率は増加傾向にあり、全国平均を上回っています。

【刑法犯認知件数の推移（兵庫県：S55～H30）】



6万案件	増加期	減少期
------	-----	-----

	H14	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯認知件数 (件)	164,445	59,374	53,183	50,821	44,233	40,395	34,249	30,003

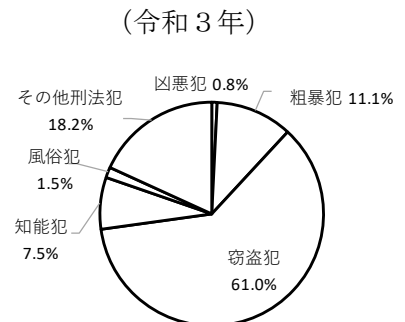
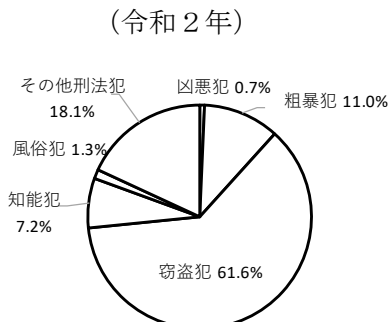
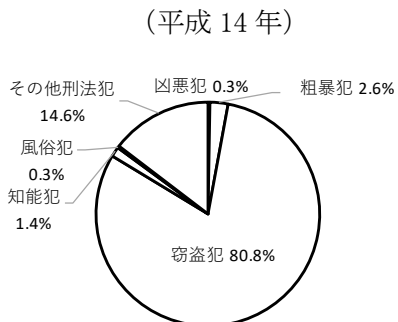
(「犯罪統計書（兵庫県警察本部）」各年度版)

【罪種別の内訳と推移】

(単位：件、%)

	平成 14 年 (過去最大)	令和 2 年	令和 3 年	R2 増減率	
				対H 1 4	対R 2
刑法犯総数	164, 445	34, 246	30, 003	△81. 8	△12. 4
凶悪犯	494	229	238	△51. 8	+3. 9
殺人	55	47	55	0. 0	+17. 0
強盗	326	88	57	△82. 5	△35. 2
強姦性交等	79	63	89	+12. 7	+41. 3
粗暴犯	4, 227	3, 781	3, 327	△21. 2	△12. 0
暴行	1, 219	2, 059	1, 719	+41. 0	△16. 5
傷害	2, 006	1, 252	1, 145	△42. 9	△8. 5
脅迫	124	384	375	+202. 4	△2. 3
恐喝	878	86	87	△90. 1	+1. 2
窃盗犯	132, 790	21, 110	18, 313	△86. 2	△13. 2
空き巣	7, 138	490	489	△93. 1	△0. 2
忍込み	1, 492	160	166	△88. 9	+3. 8
事務所荒し	2, 517	195	144	△94. 3	△26. 2
出店荒し	2, 765	226	196	△92. 9	△13. 3
自動車盗	3, 969	197	113	△97. 2	△42. 6
オートバイ盗	17, 165	659	479	△97. 2	△27. 3
自転車盗	28, 549	5, 985	5, 111	△82. 1	△14. 6
部品ねらい	7, 965	812	756	△90. 5	△6. 9
車上ねらい	23, 574	1, 516	1, 009	△95. 7	△33. 4
置引き	4, 430	1, 370	1, 105	△75. 1	△19. 3
万引き	7, 596	4, 387	4, 144	△45. 4	△5. 5
自動販売機狙い	8, 205	146	170	△97. 9	+16. 4
ひったくり	4, 231	100	28	△99. 3	△72. 0
知能犯	2, 312	2, 469	2, 239	△3. 2	△9. 3
詐欺罪	1, 793	2, 278	2, 076	+15. 8	△8. 9
風俗犯	547	462	438	△19. 7	△5. 0
強制わいせつ	416	284	269	△35. 3	△5. 3
公然わいせつ	83	158	136	+63. 8	△13. 9
その他の刑法犯	24, 075	6, 195	5, 448	△77. 4	△22. 1
占有離脱物横領	3, 959	575	479	△87. 9	△16. 7
住居侵入	1, 137	466	439	△61. 4	△5. 8
器物損壊	18, 539	4, 482	3, 874	△79. 1	△13. 6

罪種別構成比



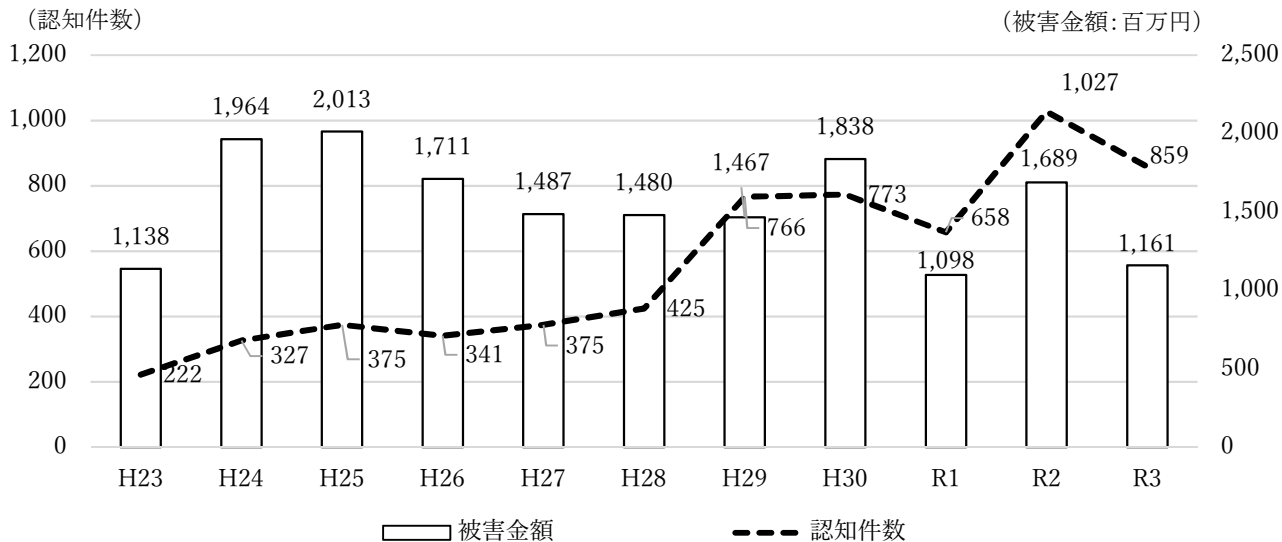
(「犯罪統計書 (兵庫県警察本部)」各年度版)

特徴的な犯罪状況は次のとおりです。

○高齢者の特殊詐欺被害の増加

被害認知件数は平成30年、令和元年に減少したが、令和2年は被害認知件数、被害金額とも大幅に増加しました。被害者の8割超が60歳以上の高齢者であり、被害減少をめざし、一層の取組みが必要です。

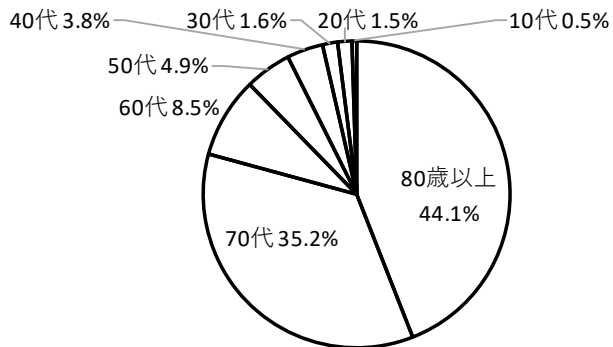
【特殊詐欺の被害認知件数の推移】



【手口別の認知件数】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
オレオレ詐欺	17	58	51	18	104	137	189	240	68	44	32
預貯金詐欺									246	348	69
架空料金請求詐欺	37	48	78	123	156	191	398	388	171	217	305
融資保証金詐欺	45	25	17	45	28	19	43	25	19	27	11
還付金詐欺	19	35	107	57	20	51	121	59	8	288	310
その他の特殊詐欺	102	161	122	98	67	27	15	12	8	8	9
キャッシュカード詐欺盗								49	138	95	123
合計	220	327	375	341	375	425	766	773	658	1,027	859

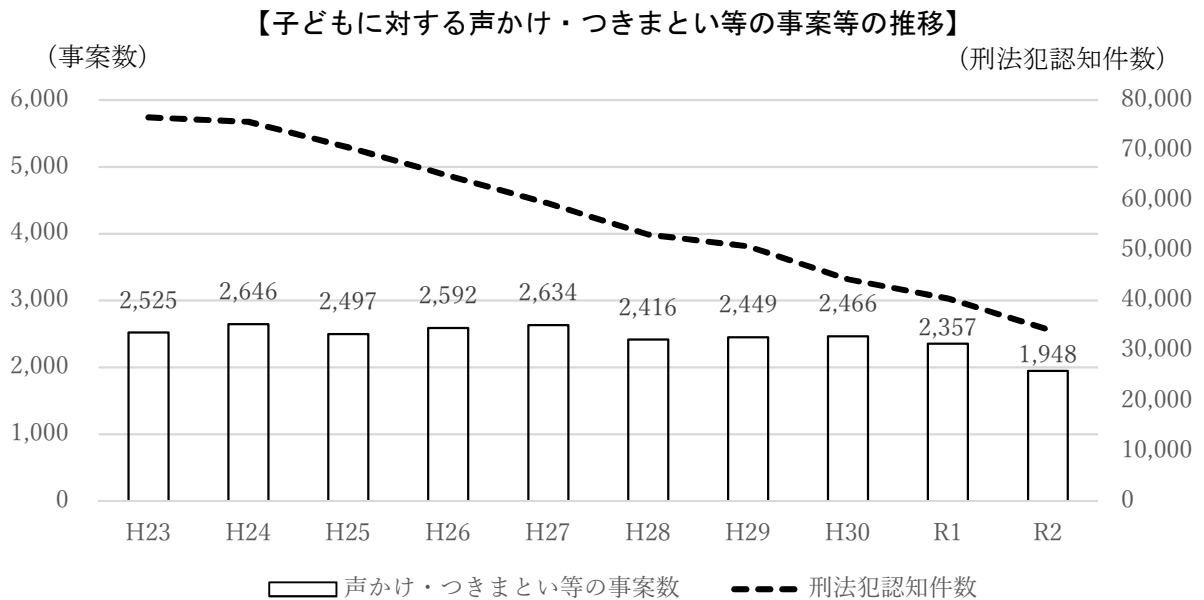
特殊詐欺被害者年代別構成 (R2)



(兵庫県警察本部調)

○子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案は高止まり

性犯罪等の前兆ともみられる子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案は、このところ減少傾向がみられるものの、高止まっています。コロナ禍による外出自粛などの影響も受けた者と考えられますが、引き続きの警戒が必要です。



【事案別の発生件数】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
声 か け	506	599	497	595	659	603	616	649	595	554
つ き ま と い	258	253	233	289	296	258	256	289	253	188
露 出	537	480	517	425	373	334	289	206	193	133
不 審 者	83	144	153	225	259	321	332	426	372	282
撮 影 行 為	56	91	80	146	147	127	154	225	251	240
そ の 他	1,085	1,079	1,017	912	900	773	802	671	693	551
合 計	2,525	2,646	2,497	2,592	2,634	2,416	2,449	2,466	2,357	1,948

(兵庫県警察本部調)

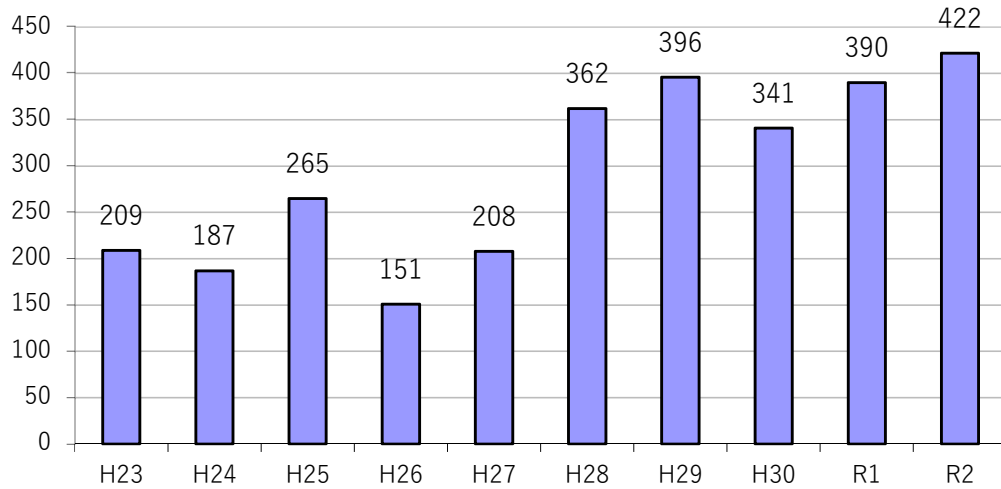
○インターネット利用犯罪の増加

ネットショッピングやSNSなど、生活の隅々にインターネット利用が進むなか、コロナ禍の外出自粛等により、リモートワークなどインターネットを利用する機会も増えています。

不正に入手した、他人のパスワード、ID、クレジットカード情報、金融口座の暗証番号等を悪用して、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめとするサイバー犯罪*に県民が巻き込まれる事件が多発しています。また、偽サイト等に係る詐欺事案やSNS上における誹謗中傷などのトラブルも多く発生し、さらなる対策が必要です。

*サイバー犯罪：インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータまたは電磁的記録を対象とした犯罪、その他の情報技術を利用する犯罪をいう

【サイバー犯罪の検挙状況】



【罪種別の検挙件数】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
コンピュータ、電磁的記録犯罪	1	6	110	9	12	118	11	25	21	33
電子計算機詐欺	0	4	106	6	8	116	11	24	13	31
電子計算機損壊等業務妨害	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1
電磁的記録不正作出・毀損	0	2	4	3	0	1	0	1	4	1
その他	—	—	0	0	3	1	0	0	2	0
ネットワーク利用犯罪	207	172	150	130	183	230	356	305	338	376
わいせつ物頒布等	32	56	27	14	15	10	17	20	17	10
詐欺	20	31	10	16	5	35	98	88	69	70
著作権違反	29	7	2	6	3	7	6	1	2	1
児童買春・児童ポルノ法違反	70	40	49	29	56	76	57	50	68	70
その他	56	38	62	65	104	102	178	146	182	225
不正アクセス禁止法違反	1	9	5	12	13	14	29	11	31	13
合計	209	187	265	151	208	362	396	341	390	422

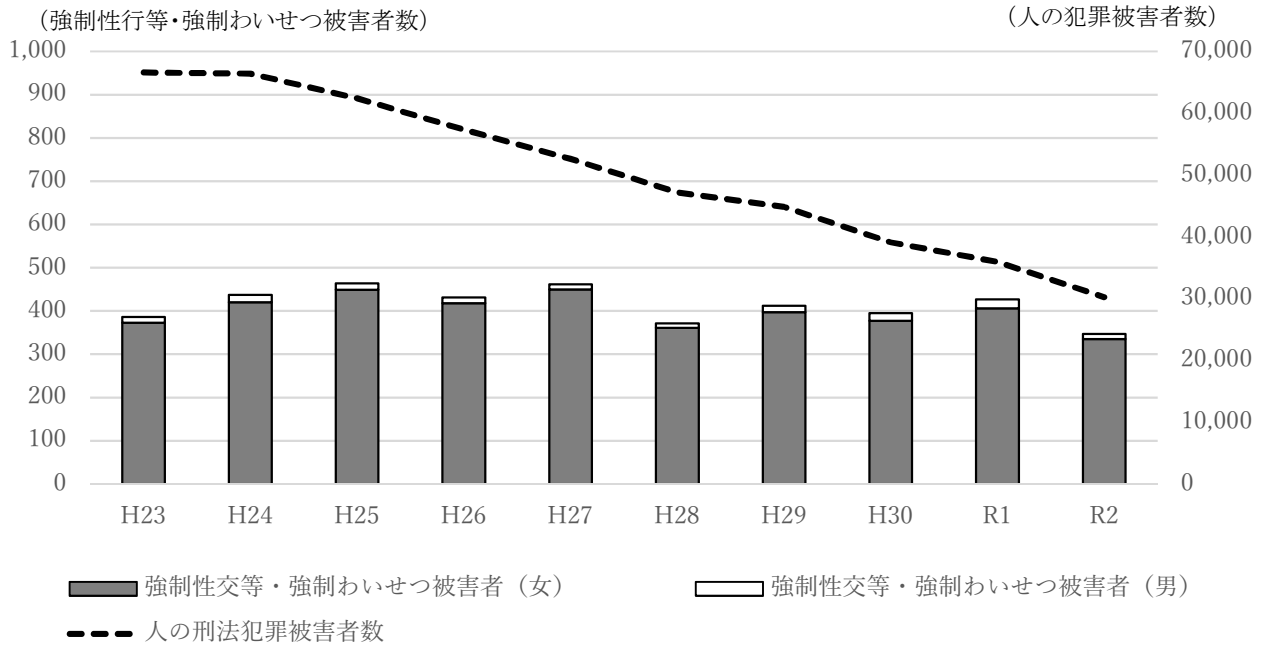
(兵庫県警察本部調)

(参考)【サイバー犯罪に関する相談件数の推移(兵庫県)】は、5頁のとおり。

○女性の性犯罪被害は高止まり

全体の刑法犯被害者数は減少傾向にあるにもかかわらず、女性の性犯罪被害者は増減しながら高止まっています。加害者が近親者である場合など警察が認知していない性被害性犯罪もあり、性被害者へのきめ細やかな支援の充実が必要です。

【強制性交等・強制わいせつの被害者数】



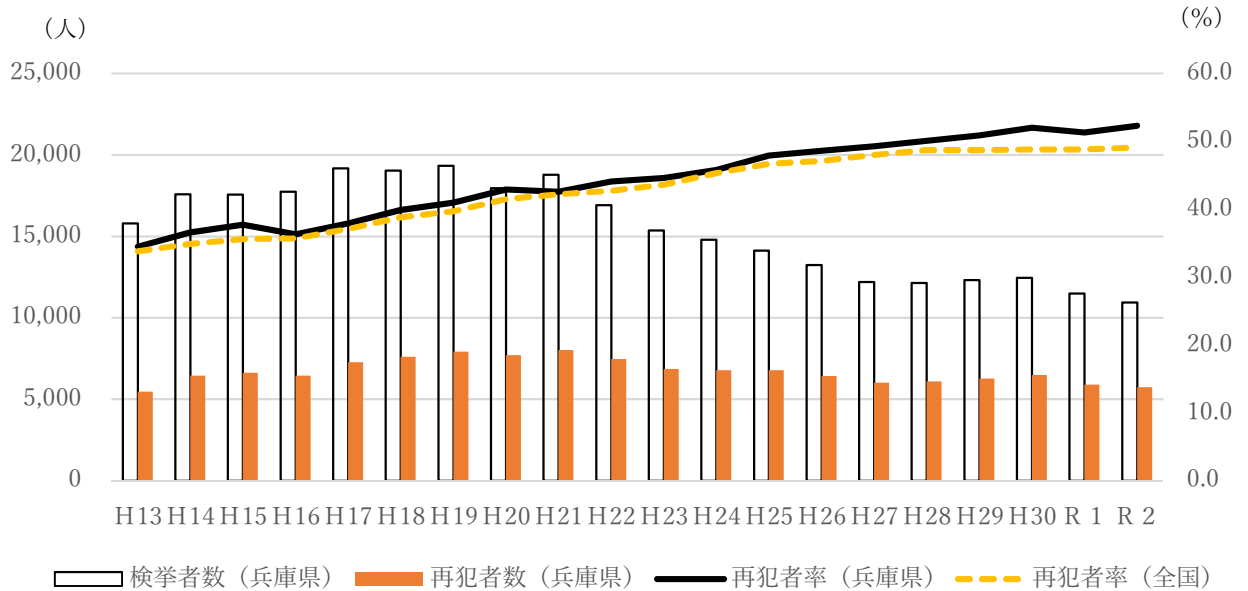
【男女別の被害者数】

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
強制性交等 (強姦) 被害者	男	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1
	女	40	65	63	66	65	52	51	88	84	62
	計	40	65	63	66	65	52	52	88	89	63
強制わいせつ 被害者	男	13	17	15	13	12	10	14	18	16	11
	女	333	355	386	352	385	309	346	289	322	273
	計	346	372	401	365	397	319	360	307	338	284
計	男	13	17	15	13	12	10	15	18	21	12
	女	373	420	449	418	450	361	397	377	406	335
	計	386	437	464	431	462	371	412	395	427	347

(「犯罪統計書 (兵庫県警察本部)」各年版)

○再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は全国平均を上回る

再犯者数は減少傾向にあるが、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることから増加傾向にあり、兵庫県は全国平均を上回る状況となっています。更生支援や再犯防止に向けた取組を進め再犯を防ぐことが地域の安全安心の確保に大きな意味があります。



【検挙者数・初犯者数・再犯者数・再犯者率】

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
検 挙 者 数	15,360	14,798	14,125	13,233	12,193	12,145	12,320	12,455	11,490	10,950
初 犯 者 数	8,505	8,017	7,403	6,806	6,181	6,063	6,052	5,983	5,595	5,222
再 犯 者 数	6,855	6,781	6,722	6,427	6,012	6,082	6,268	6,472	5,895	5,728
再 犯 者 率	44.6	45.8	47.9	48.6	49.3	50.1	50.9	52.0	51.3	52.3

[全国]

再 犯 者 率	43.6	45.3	46.7	47.1	48.0	48.7	48.7	48.8	48.8	49.1
---------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

(警察庁・兵庫県警察本部調)

3 地域安全まちづくり活動の現状と課題

地域の安全安心を高めていくためには、まちづくり防犯グループによる防犯活動だけでなく、地域を構成する各個人が自治会や婦人会などの地縁団体、ボランティア団体、NPOなど様々な団体に参加し、防犯活動や地域活動を行うことによって、人や地域とのつながりをつくり、地域の総合力を発揮していくことが必要です。

(1) まちづくり防犯グループの現状と課題

ア まちづくり防犯グループ活動者の高齢化と担い手不足

地域の自主的な防犯活動団体である「まちづくり防犯グループ」は、2,205グループ（R2年度末）結成されています。県内各地で、登下校時の子どもの見守り活動や防犯パトロール、あいさつ（声かけ）運動など各地域の実情に応じた多彩な活動が展開されています。また、地域安全まちづくり推進員^{*}の委嘱者数も約4,000名に上り、防犯活動の基盤は概ね整っている状況です。

【防犯グループによる見守り活動】



※地域安全まちづくり推進員

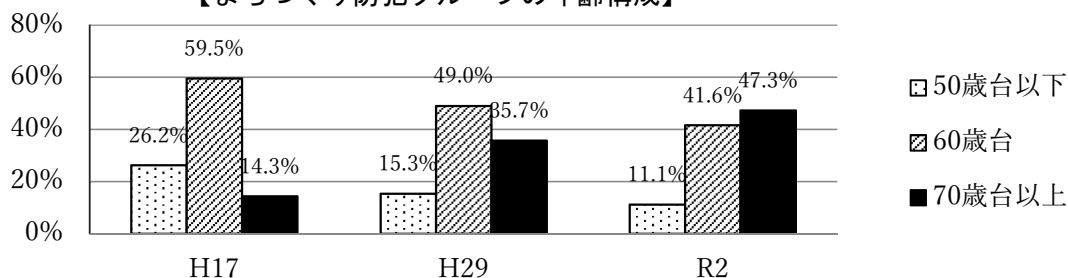
まちづくり防犯グループの活動を先導し、防犯に関する各種組織との連携やグループ活動を調整するリーダー

【地域別のまちづくり防犯グループ結成数】

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
362	492	175	165	163	167	407	93	43	138

しかし、防犯グループのメンバーの年齢構成をみると、70歳以上が大幅に増加し、担い手の高齢化が進んでいます。新たな担い手の育成が必要ですが、年金支給年齢の引き上げや事業者に70歳まで就業機会の確保が求められるなど雇用情勢の変化もあり、70歳未満の担い手の増加は困難で、担い手は固定化しています。担い手不足によるグループの解散や、グループ活動を継続するための近隣グループとの統合等により、グループ数は減少傾向にあります。

【まちづくり防犯グループの年齢構成】



(まちづくり防犯グループアンケート調査 (兵庫県))

【まちづくり防犯グループ数】

(単位：グループ)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
グループ数	2,329	2,310	2,284	2,205

(兵庫県調)

固定化したメンバーだけで活動するのではなく、参加できるときに参加するメンバーを増やすなど、活動のすそ野を広げていくことも必要であると考えられます。

また、企業や大学などに地域防犯活動や見守り活動への参画を促すとともに、防犯グループの活動に直接参加することができない場合は、一人ひとりが日常生活の中で地域防犯を意識し「ながら見守り」など、個人としてできる地域の見守り活動にそれぞれが取り組むことが必要です。

地域の見守り活動への参画を促す活動(例)

- 犬の散歩や買い物、地域の掃除など日常生活のついでに、子どもの見守り活動や不審者に対する声かけ活動に取り組む。
- 校区一斉放送システムを導入し、小学校から児童の下校時間に放送を流し、地域住民へ見守り活動を呼びかける。
- 校区内の危険箇所やこども 110 番の家・店を記載したマップを作成、配布し、保護者に防犯意識を啓発する。
- 防犯活動と防災活動を合同で実施する。

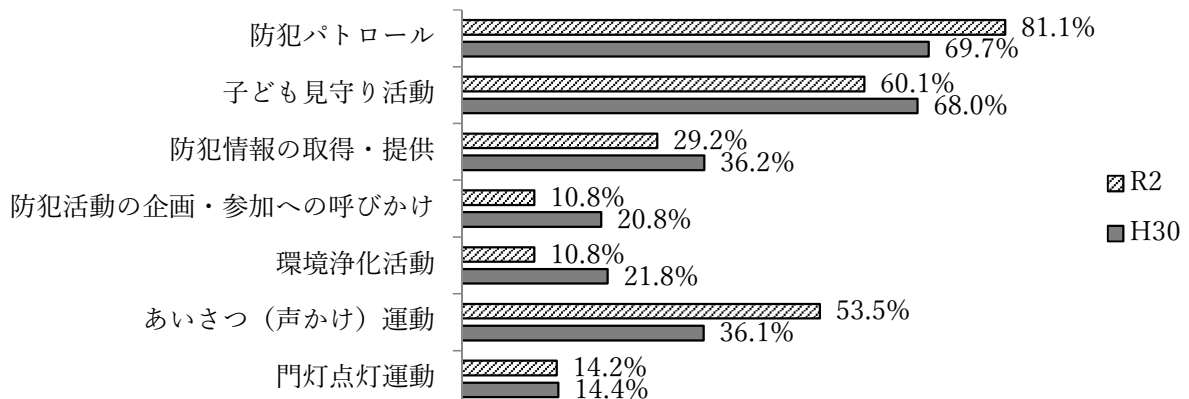
イ コロナ禍のなかでのまちづくり防犯グループの活動

(ア) 学校の臨時休業と防犯パトロール等の再開

令和 2 年 3 月 16 日から 5 月 6 日の小中高等学校等の学校の臨時休業時は、防犯パトロールや子どもの見守り活動の中止を余儀なくされました。

防犯パトロールや見守り活動については、屋外活動であり参加者もメンバーに限定されることから、学校の再開にあわせて、参加人数を減らして参加者同士の距離をとれるようにする、子どもには付き添わず街頭の定点に立ち止まり見守る等の工夫により多くのグループが防犯パトロールや子どもの見守り活動を再開しています。

【防犯グループの活動内容】



(まちづくり防犯グループアンケート調査(兵庫県) [調査時期: 各年 12 月])

(イ)活動継続の工夫

コロナ禍のもとで、感染拡大を予防しつつ社会生活を進めていくための具体的なルールとして「ひょうごスタイル」（マスク着用、手指消毒、体温測定、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、換気励行等）などが示されました。地域活動としては、大人数が集まり3密を避けがたい祭りやイベント、ふれあい喫茶など飲食を伴う活動もあり、感染リスクを回避するために、このような活動を再開できない地域団体も多い状況です。

まちづくり防犯活動も、広く地域住民に参加を呼びかける講習会等のイベントは感染拡大防止対策の徹底が困難であり、従来どおりの方法で開催できない状況ですが、活動継続の工夫もみられます。

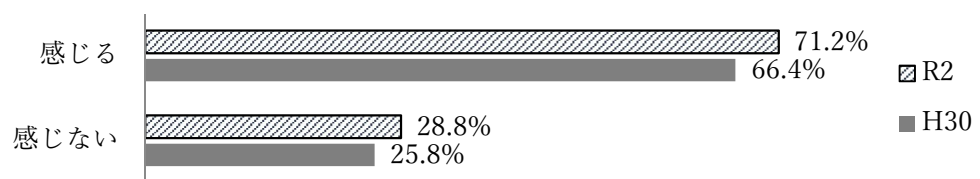
コロナ禍における活動継続の工夫（例）

- 活動方針の相談や情報共有のためにメンバー同士が集まる定例会や役員会をメールやLINEを活用して会議を行う。
- オンライン会議方式で住民参加のまちづくり会議を開催する。
これまで参加しなかった若い世代が参加するというメリットもある。

(ウ)やりがい

コロナ禍のもと厳しい制約を受けながらの活動が続きますが、防犯グループの多くが「やりがい」や「おもしろさ」を感じて活動を続けています。

【活動するうえで「やりがい」や「おもしろさ」を感じますか】



（まちづくり防犯グループアンケート調査（兵庫県）〔調査時期：各年12月〕）

エ まちづくり防犯グループへの支援

地域における子どもの実践的な不審者対応訓練や研修会等の支援をしていますが、コロナ禍の影響で子ども参加型の研修会の開催が困難になるなど利用は低調です。

一方で、まちづくり防犯グループからは情報（地域の犯罪発生状況、犯罪手口と対策、支援補助情報、他団体の活動の成功例・失敗例、人材情報等）の提供を求める声をよく聞きます。今後とも、わかりやすく利用しやすい情報の提供が必要です。

(2) 事業所の防犯活動の現状と課題

事業所は、地域社会の安全確保への貢献、防犯点検・改修の実施、警察等との連携、事業所内の防犯体制の整備等の役割を担う防犯責任者の設置に努めています。

防犯責任者設置事業所では、「子どもを守る 110 番の店」の設置、防犯キャンペーンや防犯講習会の実施、防犯ポスター等の掲示など地域安全まちづくり活動に参画されています。

しかしながら、近年、防犯責任者の設置数は横ばい状況にあり、新たな事業所に対する防犯活動への参加の働きかけが必要です。

【事業所防犯責任者設置届出数】

(単位：人)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
届出数	9,038	9,037	9,036	9,032

(兵庫県調)

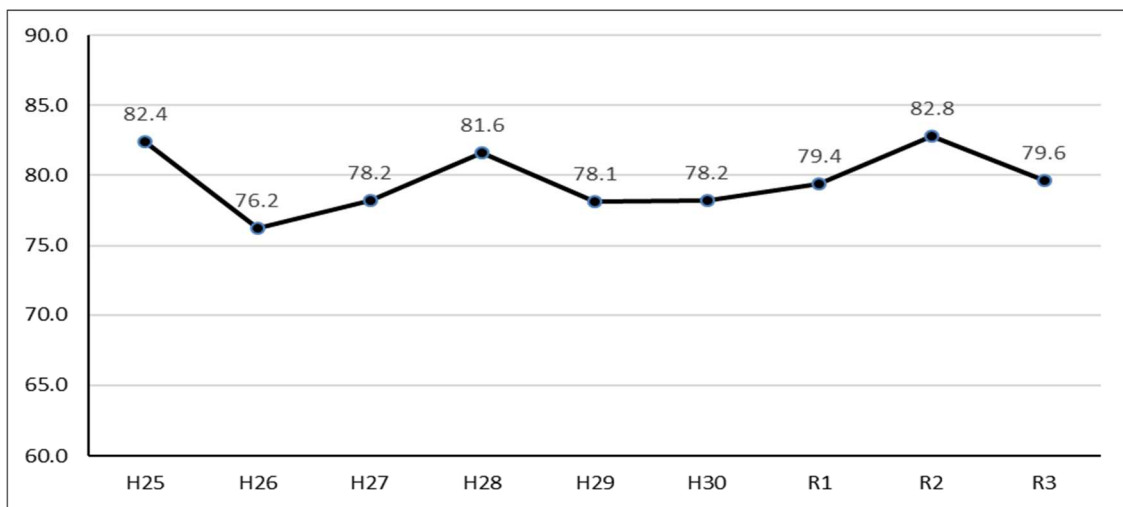
4 県民の意識

県民の体感治安について県民意識調査において毎年調査するとともに、令和3年8月に県民モニターアンケート調査において「地域安全まちづくりの推進」をテーマに、県民の皆さんの地域の安全に関する意識調査を実施しました。

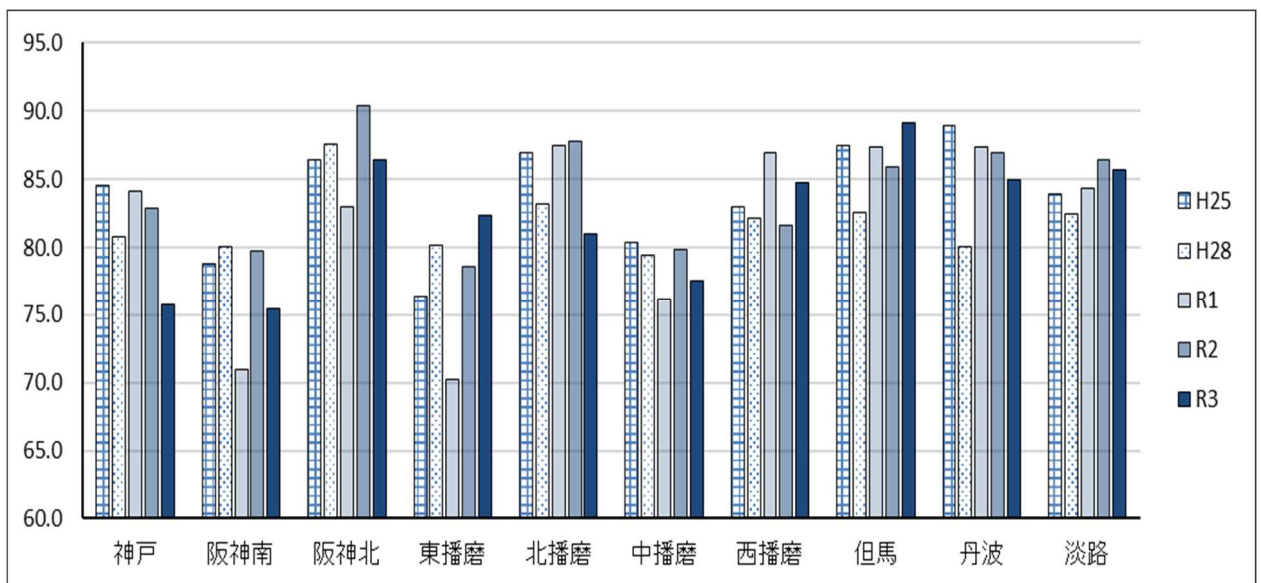
(1) 治安に対する意識

県民意識調査では「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人」の割合が、調査初年度の平成25年度には82.4%と高い水準となり、その後も80%前後で推移している一方、地域による幅が見られます。

住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人」の割合(全県)



地域別の推移



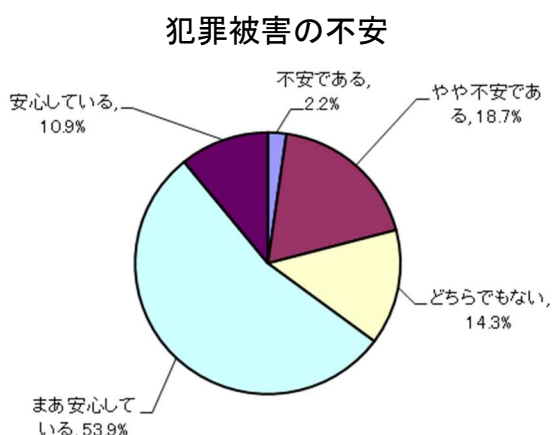
資料：県民意識調査（兵庫県）

(2) 犯罪被害に対する意識

県民モニターアンケート調査では、住んでいる地域で犯罪被害にあうのではないかと不安に感じている人は20.9%、安心と感じている人は64.8%となりました。

前回の調査（平成30年度）と比較すると、「安心」は23.0ポイント増（③41.8%→③64.8%）、「不安」は22.7ポイント減（③43.6%→③20.9%）となりました。コロナ禍による外出自粛の影響等を考慮する必要がありますが、安全安心な地域づくりが一定進んでいると考えられます。

不安を感じる理由は「一般的にモラルが低下してきていると思うから（26.2%）」が最も多く、次に「知らない人（業者）から電話やメールがよく入るから（24.4%）」、「インターネットを利用した詐欺、悪質商法などが増えているから（23.8%）」が続いています。

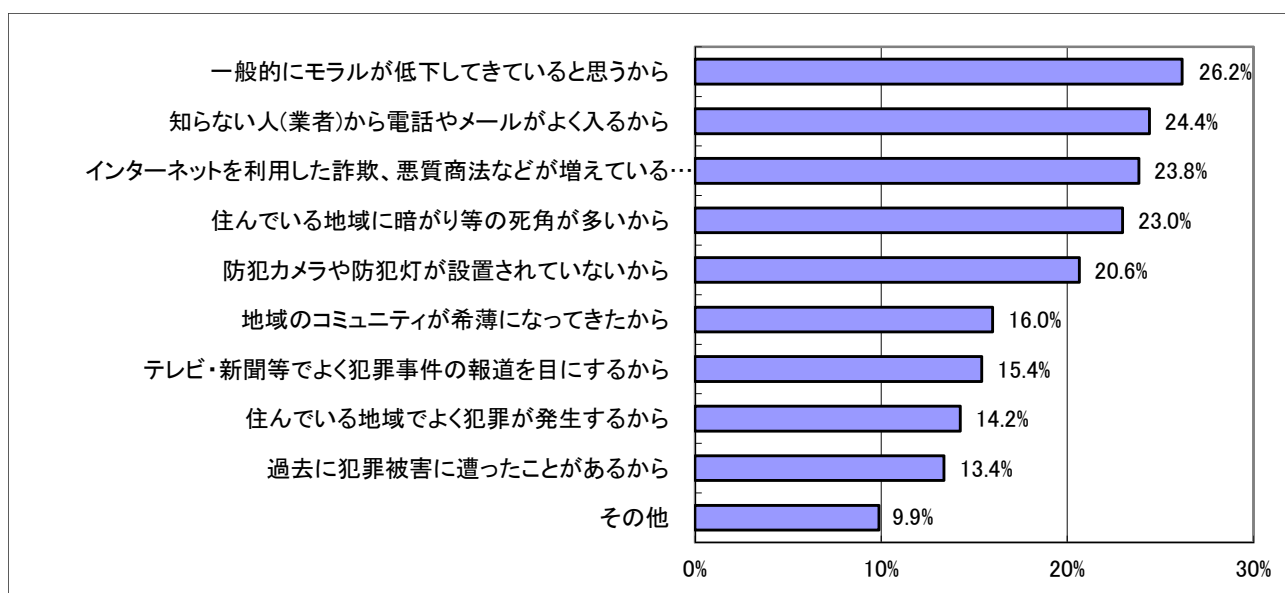


【過去の調査結果との比較】

(%)

	H27	H30	R3
安心に感じている	36.3	41.8	64.8
不安に感じている	50.4	43.6	20.9
どちらでもない	13.3	14.6	14.3

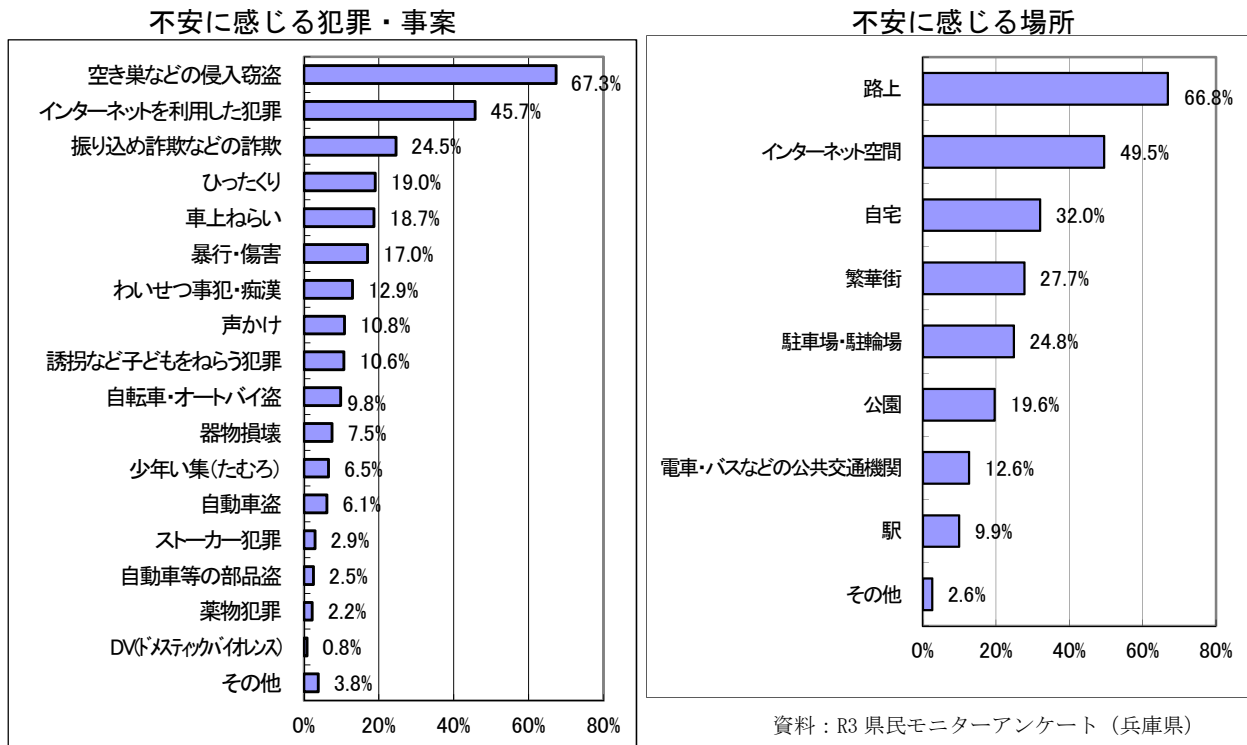
不安を感じる理由



資料：R3 県民モニターアンケート（兵庫県）

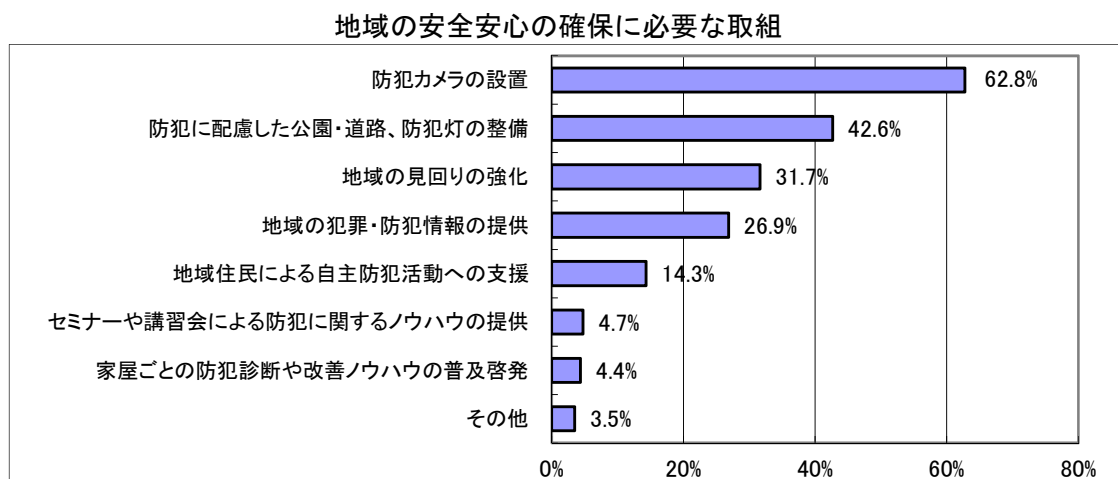
具体的に不安を感じる犯罪・事案は、「空き巣などの侵入窃盗 (67.3%)」が最も多く、次に「インターネットを利用した犯罪 (45.7%)」、「振り込め詐欺などの詐欺 (24.5%)」が続いています。

犯罪にあうかもしれないと思う場所は「路上 (66.8%)」が最も多く、続いて「インターネット空間 (49.5%)」、「自宅 (32.0%)」、「繁華街 (27.7%)」となっています。



(3) 地域の安全安心の確保のための取組に対する意識

地域の安全安心の確保のために必要な取組として、「防犯カメラの設置 (62.8%)」の割合が最も多く半数を超えています。次に「防犯に配慮した公園・道路、防犯灯の整備 (42.6%)」、「地域の見守りの強化 (31.7%)」が続いています。

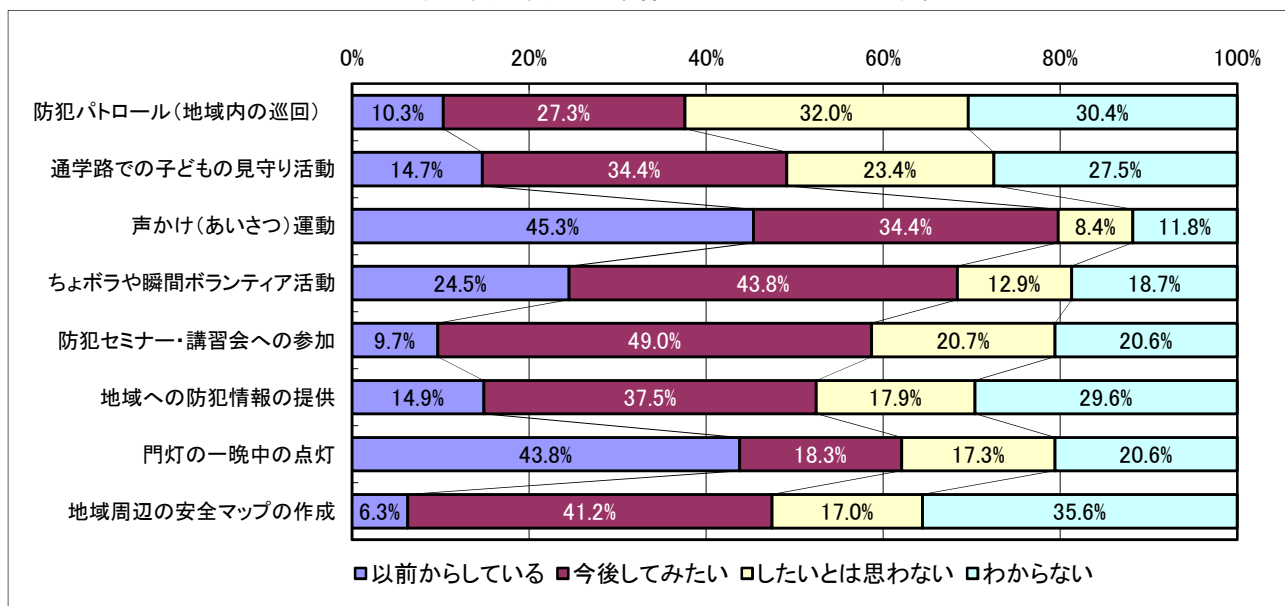


地域の安全安心の確保のためにしていることや、してみようと思う取組として、「声かけ(あいさつ)運動(79.8%)」の割合が最も多く、次に「ちょボラや瞬間ボランティア活動(68.3%)」が続いています。

※ちょボラ：日常生活の中でできるちょっとしたボランティアの略称。防犯活動や地域の見守り活動では、買い物等の外出時にあわせたパトロールや、犬の散歩にあわせたパトロール等を指します。

※瞬間ボランティア®：日常生活の中で困っていそうな子ども(人)がいたら声かけをする、不審な人や困ったことをしそうな人を見たら眼差しを向けるといった誰でもできるボランティア活動。(株)ステップ総合研究所の商標登録。

地域の安全安心の確保のためにしている取組



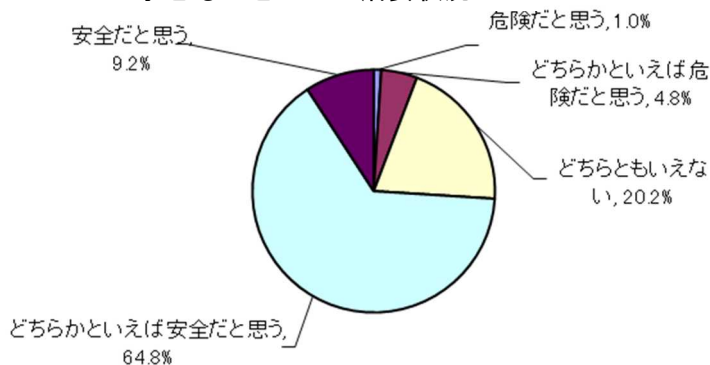
資料：R3 県民モニターアンケート（兵庫県）

(4) 子どもの安全

子どもにとっての治安状況について、危険だと思う人は 5.8%、安全だと思う人は 74.0%となりました。

前回の調査（平成 30 年度）と比較すると、「危険」は 10.0 ポイント減（㊶15.8%→㊸5.8%）、「安全」は 17.6 ポイント増（㊶56.4%→㊸74.0%）となっています。コロナ禍による外出自粛の影響を考慮する必要がありますが、子どもにとっての治安状況は、一定向上していると考えられます。

子どもにとっての治安状況

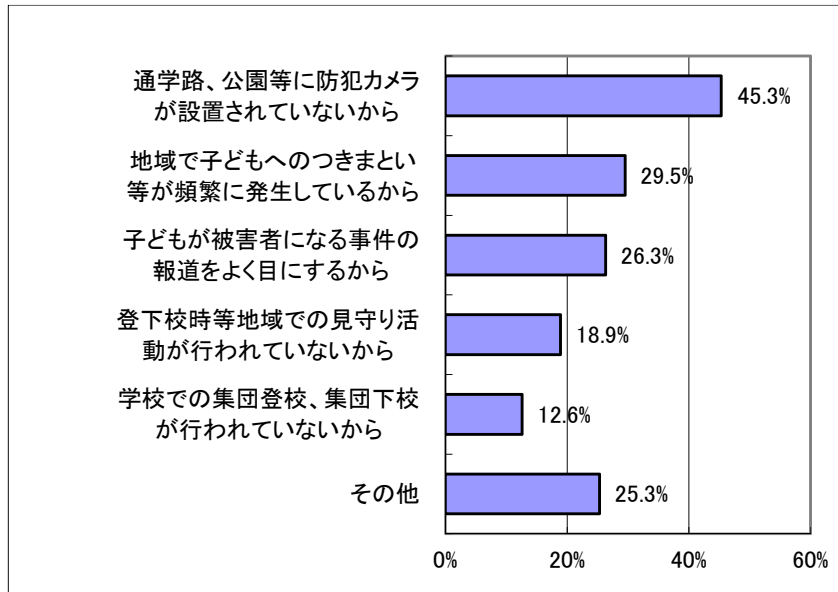


【過去の調査結果との比較】

	H27	H30	R3
危険だと思う	19.0	15.8	5.8
安全だと思う	53.0	56.4	74.0
どちらでもない	28.0	27.8	20.2

危険だと思う理由で最も多いのは、「通学路、公園等に防犯カメラが設置されていないから（45.3%）」が最も多く、次に「地域で子どもへのつきまとい事案などが頻繁に発生しているから（29.5%）」が続いています。

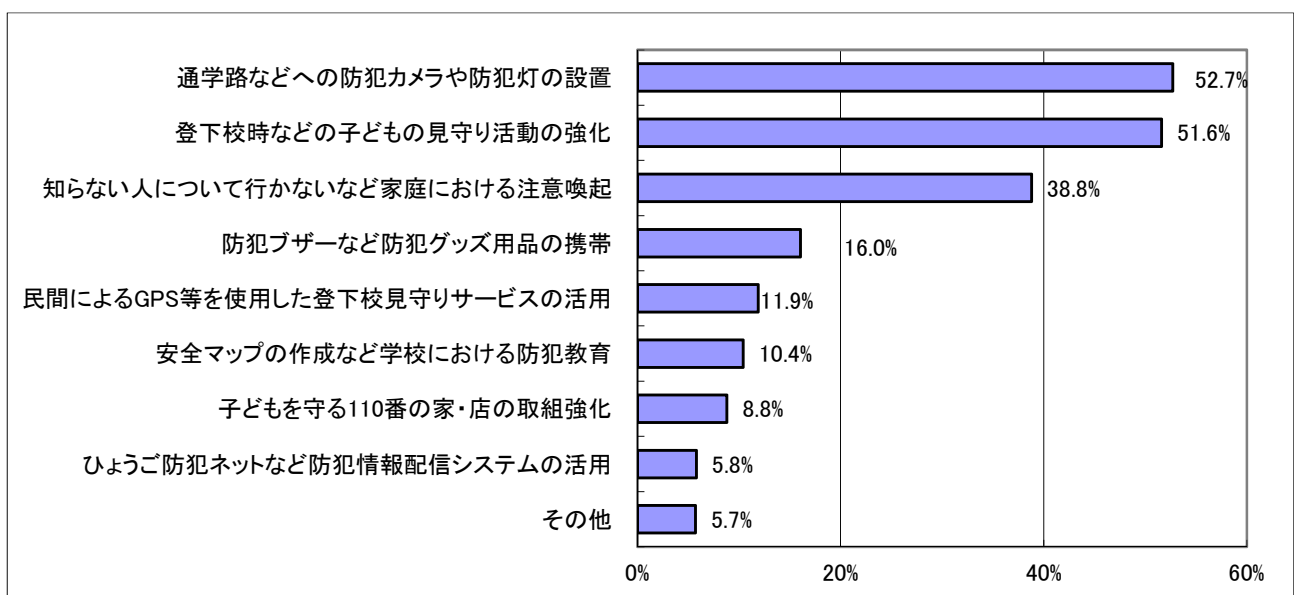
危険と思う理由



資料：R3 県民モニターアンケート（兵庫県）

子どもたちを犯罪から守るために必要な取組は、「通学路などへの防犯カメラや防犯灯の設置（52.7%）」と「登下校時などの子どもの見守り活動の強化（51.6%）」の割合が高く、ハード面の整備と見回り活動等ソフト面の充実の両方の取組が重要であると考えられる人が多くなっています。

子どもを犯罪から守るために必要な取組

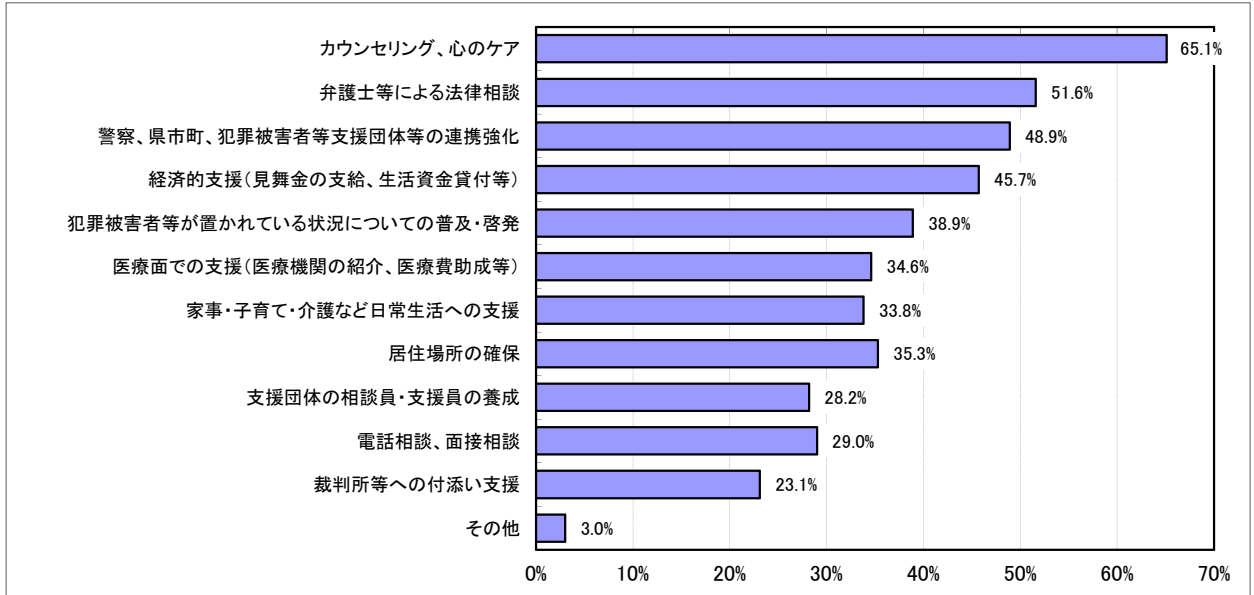


資料：R3 県民モニターアンケート（兵庫県）

(5) 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等の支援に必要な取組は、「カウンセリング、心のケア(65.1%)」が最も多く、次に「弁護士等による法律相談(51.6%)」、「警察、区市町、犯罪被害者等支援団体等の連携強化(48.9%)」が続いています。

犯罪被害者等の支援に必要な取組

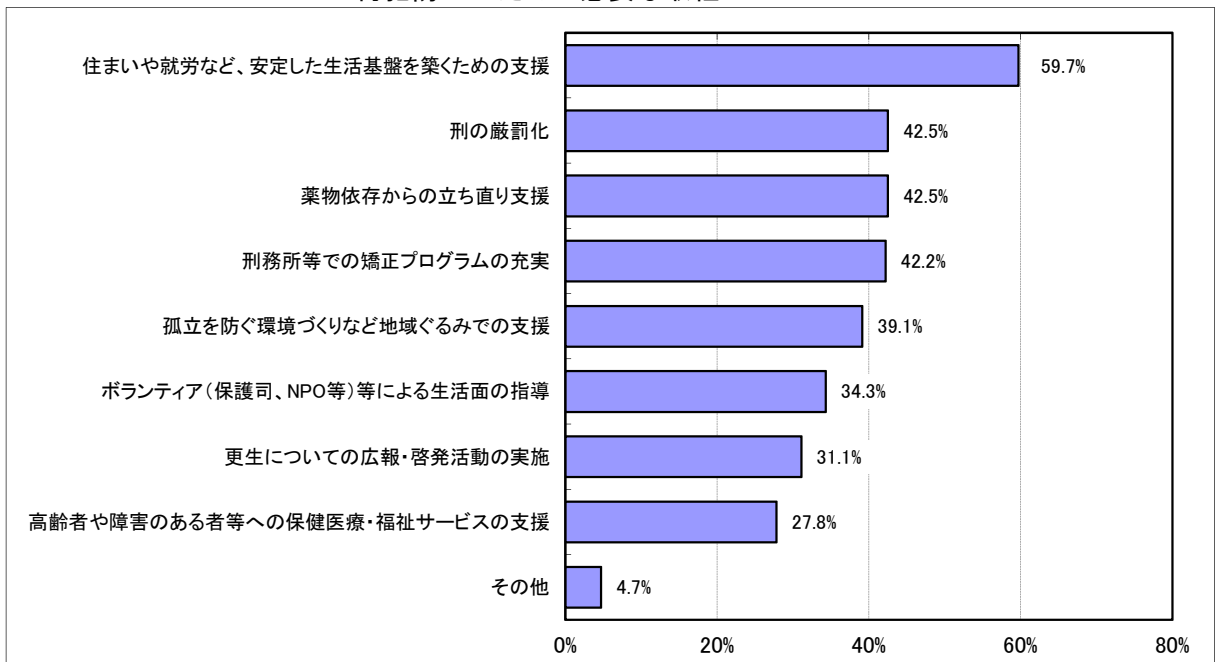


資料：R3 県民モニターアンケート（兵庫県）

(6) 再犯防止

再犯防止のために必要な取組は、「住まいや就労など、安定した生活基盤を築くための支援(59.7%)」が最も多く、続いて「刑の厳罰化(42.5%)」、「薬物依存からの立ち直り支援(42.5%)」、「刑務所等での矯正プログラムの充実(42.2%)」となっています。

再犯防止のために必要な取組



資料：R3 県民モニターアンケート（兵庫県）

IV 第6期推進計画の目標設定

1 目標

この計画に基づく施策の効果を検証し、適切な評価と今後の展開につなげていくため、3つの目標を設定します。

目 標 1

刑法犯認知件数の減少傾向を維持する

兵庫県の刑法犯認知件数は、平成14年に164,445件と過去最高を記録した後、様々な取組を進めた結果、18年連続で減少し、令和2年には34,246件とピーク時の約2割の水準まで減少しました。一方、令和2年の人口千人あたりの刑法犯認知件数は6.26件と全国平均(4.87件)を大きく上回る状況であり、刑法犯認知件数をさらに減少させる取組が必要です。当計画では、引き続き、刑法犯認知件数の減少傾向を維持することを目標とします。

目 標 2

- ・高齢者の特殊詐欺被害を減少させる
- ・子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案発生件数を減少させる

被害が多発している特殊詐欺について、地域内での特殊詐欺被害防止の認識の共有や高齢者への声かけ運動等とともに、市町が行う自動録音電話機等の普及事業への支援などを通じて、高齢者の特殊詐欺被害の減少に取り組めます。

また、県民一人ひとりが日常生活の中で子どもの安全を意識して目配りし見守ることで、不審者等による子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案の発生件数の減少に取り組めます。

目 標 3

「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人(体感治安)」の割合を80%以上に維持する。

県民意識調査では、「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人」の割合は、80%前後で推移しています。防犯意識の向上、見守り活動の推進、防犯カメラの設置促進等により、80%以上を維持することを目標にします。

2 8つの行動（アクション8）の展開

行動1 みんなで安全安心な地域をつくる

県民一人ひとりが自らの安全確保に対する意識を高めるとともに、地域を構成する様々な主体が連携し、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動や安全安心な暮らしの実現に向けた活動に取り組みます。

行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる

増加傾向にある特殊詐欺やサイバー犯罪など、電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる

地域が一体となって、子どもの登下校時や放課後の安全を確保するとともに、子どもが様々な犯罪に巻き込まれない、また、児童虐待やいじめを見過さない、安全安心な地域づくりに取り組みます。

行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる

女性を性犯罪・性暴力、DV、ストーカー等から守り、女性が安全に安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる

高齢者、障害者を特殊詐欺や消費者トラブル、虐待などから守り、高齢者、障害者が安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、被害に遭ったことに起因して失った健康や生活を回復できるよう支援の充実を図るとともに、犯罪被害者等を地域全体で支える機運を醸成します。

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

犯罪をした人等（犯罪をした人、非行少年や非行少年であった者）の立ち直り等を支援するとともに、住民一人ひとりがその人達への理解を深め、見守り、共存する地域づくりに取り組みます。

行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

県民、事業者、県、市町、県警、関係団体等が連携し、犯罪の起きにくい安全で安心な環境づくりに取り組みます。

3 8つの行動（アクション8）の活動指標

具体的取組の行動1～8を行うにあたっての目標とするため、個別の施策等を活動指標として設定します。（主に県が直接実施する施策の活動指標）

活 動 指 標		前目標(R3年度) [R2年度末]	目標・想定数 (R6年度)
行動1	① 若年者向け消費者トラブル防止講座の開催回数（累計:H29～）【新】	— [566回]	1,200回
	② まちづくり防犯グループの結成数	2,500グループ° [2,205グループ]	2,285グループ°
	③ 事業所防犯責任者設置事業所数	10,000事業所 [9,032事業所]	10,000事業所
行動2	④ 自動録音電話機普及促進事業実施市町数【新】	— 5市町	41市町
	⑤ サイバー犯罪被害防止教室の開催回数（累計:H26～）	4,518回 [3,707回]	5,700回
行動3	⑥ 子どもの安全・安心確保のリーダー養成講座の受講者数（累計:H27～）	8,572人 [8,584人]	12,130人
	⑦ 18歳未満の者が利用する携帯電話のフィルタリング利用率(契約時)【新】	— 78.7%	85.0%
行動4	⑧ DV対策に係る連携体制を整備している市町数【新】	— 23市町	41市町
	⑨ 配偶者暴力相談支援センター設置市町数	21市町 [17市町]	30市町
行動5	⑩ 暮らしの安全・安心推進員による高齢者等への消費者教育啓発活動数（累計:H25～）	5,234回 [8,292回]	12,300回
	⑪ 障害者虐待対応力向上研修の受講者数（累計:H27～）	18,341人 [23,299人]	27,300人
行動6	⑫ 犯罪被害者等からの相談支援件数（累計:H29～）	5,840件 [3,606件]	8,400件
行動7	⑬ 保護観察対象者等への雇用導入支援件数（累計:H27～）	62件 [58件]	92件
	⑭ 矯正施設を出所後、福祉的な支援がないと自立した生活を送ることが難しい障害者・高齢者への支援件数（累計:H22～）	613件 [572件]	850件
行動8	⑮ 防犯カメラの設置補助箇所数（累計:H22～）	3,891カ所 [3,944カ所]	5,450カ所
	⑯ 客引き行為等禁止地区(三宮北部地域)における客引き・客待ち数の傾向【新】	地区指定時 (H27.10)からの減少率 △39.9% (令和元年度)	地区指定時 (H27.10)からの減少率 △50%
	⑰ 「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談支援件数（累計:H25～）	— [2,739件]	3,900件

V 主体の役割分担と連携

1 地域の安全安心の確保のための役割分担と連携

犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進するためには、「地域の安全は地域住民自らが守る」ことを県民一人ひとりが認識することを基本に、自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、まちづくり防犯グループ、PTA、防犯協会、交通安全協会、消防団、商店街連合会などの地域を構成する団体等や、学校、事業者、民生児童委員、保護司、福祉委員などがそれぞれの役割を果たしながら、連携を図り地域が一体となって取り組むことが重要です。

県は、市町や県警と連携を図りながら、各地域でそれらの取組が円滑に展開されるよう、地域の犯罪情勢や防犯情報等の提供をはじめ、防犯活動や見守り活動を中心となって担うリーダーの研修会の開催、まちづくり防犯グループ等が実施する防犯訓練等への支援など、各般の支援を行います。

【地域安全まちづくり活動を担う主な団体、グループ】

自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、まちづくり防犯グループ、PTA、防犯協会、消防団、商店街連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、保護司会 など

推進体制 ▶ ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

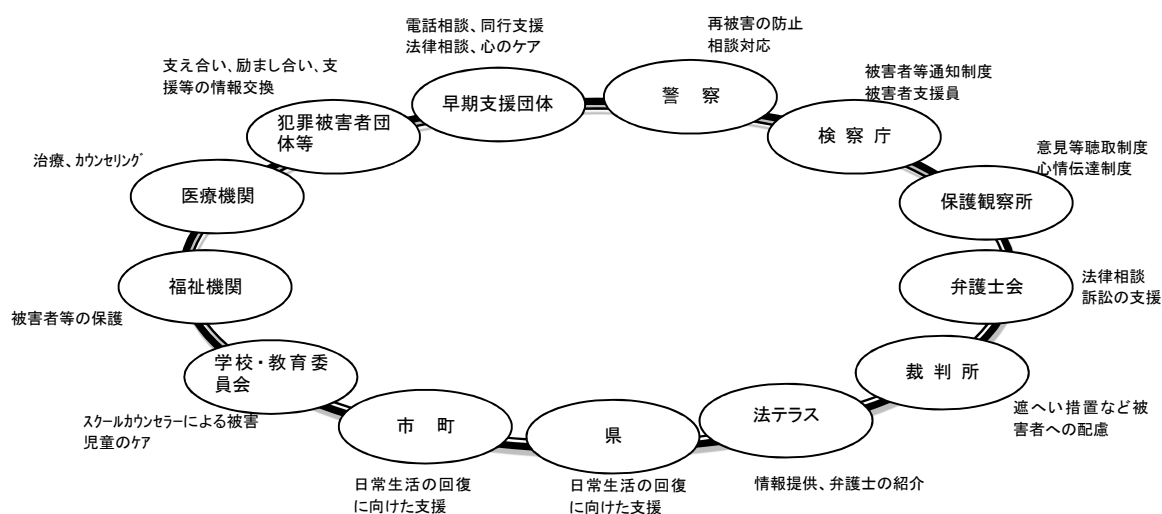
犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現するため、子どもを守る活動や犯罪が起きにくいまちづくりなど、防犯に役立つ様々な活動を県内全域で行おうと、地域団体や事業者、行政機関等が設立した協議会です。

構成	県域で活動する次の団体で構成 地域活動団体（自治会、婦人会、子ども会等の県域団体）、学校・青少年関係団体、報道機関、防犯活動団体、犯罪被害者等支援団体、事業者団体、行政、警察 計 113 団体
代表者	会長 兵庫県知事
事務局	兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

2 犯罪被害者支援の充実のための役割分担と連携

犯罪被害者等支援の充実のためには、県、市町は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を実施していくことが必要です。

県、市町、県警は、それぞれ庁内担当部署との調整を図り、被害者が置かれた状況について県民や事業者等の理解を促進します。また、県、市町、県警、関係機関・団体、早期支援団体、犯罪被害者団体（自助グループ含む）、NPO、事業者、学校等は、それぞれの専門性を生かしながら、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう被害者のニーズに応じた支援をするとともに、より支援が充実するよう県等が中心となって、それらの関係機関の情報共有やネットワークの構築を図ります。



【犯罪被害者支援の連携イメージ】

推進体制 ▶ 兵庫県被害者支援連絡協議会

犯罪被害者等が必要としている様々な支援ニーズに適切に応えるため、被害者支援にかかわる関係機関・団体が相互協力と緊密な連携を図り、幅広い支援活動を推進しようと設立された協議会です。

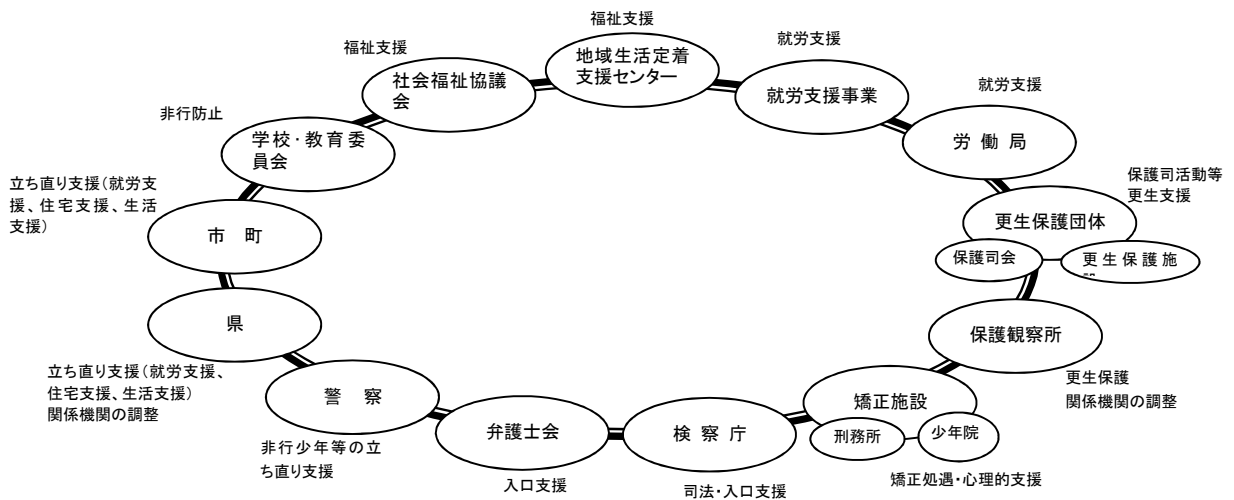
構成	被害者支援に関わる次の機関・団体で構成 兵庫県弁護士会や兵庫県医師会などの民間団体、神戸地方検察庁などの国の機関、県・神戸市・警察本部の機関 計 71 機関・団体
代表者	会長 兵庫県警察本部長
事務局	兵庫県警察本部警務部警務課被害者支援室 兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課

3 再犯防止の推進のための役割分担と連携

再犯防止の推進のためには、県、市町は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を実施していくことが必要です。

県、市町はそれぞれ庁内担当部局との調整を図り、支援体制を明確にするとともに、更生支援や再犯防止について県民や事業者等の理解を促進します。また、検察庁、保護観察所、矯正施設、県、市町、県警、更生保護団体^{*}、社会福祉協議会、支援団体、NPO、関係団体等は、それぞれの専門性を生かして必要な支援を行うとともに、情報共有や連携して事業の展開を図り、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰の支援の充実に取り組みます。

^{*}更生保護団体：保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設等の更生保護法人



【再犯防止対策の連携イメージ】

推進体制 ▶ 再犯防止関係機関連絡会議

再犯防止対策の現状や各機関等が行う関係施策、取組などの情報を共有し、連携した支援策の検討等を実施するため、国関係機関や更生保護関係団体、県関係部局、市町、地域の民間団体のネットワーク構築を目的に設置されたものです。

構成	再犯防止に取り組む次の機関・団体で構成 神戸地方検察庁、神戸刑務所、神戸保護観察所、兵庫労働局などの国機関、県保護司会連合会、県更生保護協会、県更生保護施設連盟、県就労支援事業者機構、県社会福祉協議会など関係団体、 県、市町 計 38 機関・団体
事務局	神戸保護観察所 兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課

VI 具体的取組

安全安心な兵庫の実現のため、具体的な取組として8つの行動（アクション8）に基づき、各施策を推進します。

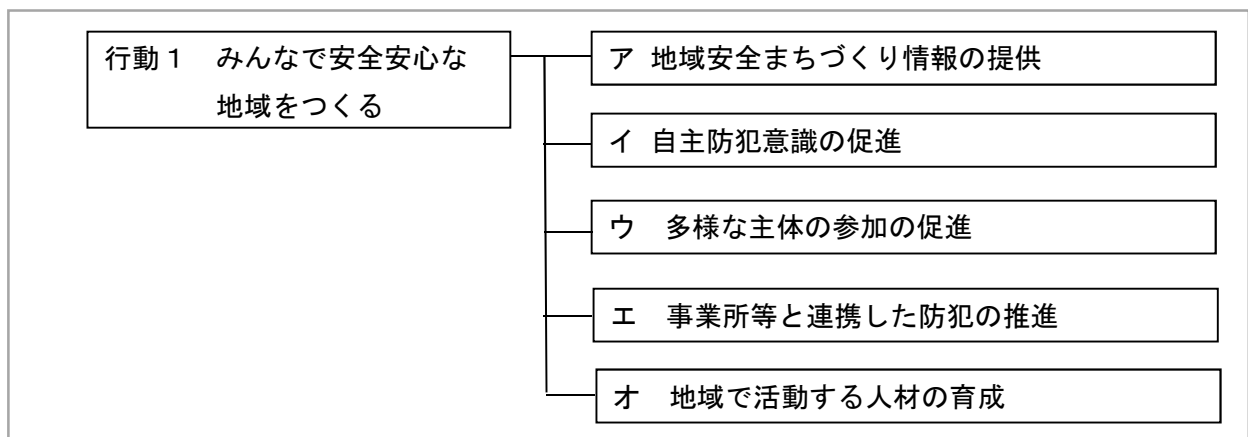
8つの行動（アクション8）		行 動 の 柱
行動1	みんなで安全安心な地域をつくる	ア 地域安全まちづくり情報の提供 イ 自主防犯活動の促進 ウ 多様な主体の参加の促進 エ 事業所等と連携した防犯の推進 オ 地域で活動する人材の育成
行動2	電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる	ア 特殊詐欺被害の未然防止 イ サイバー犯罪の未然防止
行動3	子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる	ア 地域における子どもの見守り活動の推進 イ 子どもを犯罪から守る対策の強化 ウ 児童虐待防止対策の推進 エ いじめ防止対策の推進 オ 地域で支える子どもの健全育成
行動4	女性が安全安心に暮らせる地域をつくる	ア 女性の安全安心を支える体制整備 イ 女性を守る対策の充実
行動5	高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる	ア 高齢者を犯罪から守る体制づくり イ 高齢者を地域で見守る体制づくり ウ 障害者の見守り活動の推進 エ 障害者の差別解消・権利擁護の推進
行動6	犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる	ア 県民・事業者等の理解の促進 イ 被害者等への支援の充実 ウ 関係機関・団体等との連携の強化 エ 犯罪被害者等支援に特化した条例の制定
行動7	更生支援と再犯防止対策を推進する	ア 県民・事業者等への理解の促進 イ 就労支援等の充実 ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供 エ 関係機関・団体等との連携の強化 オ 再犯防止推進計画の策定
行動8	安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する	ア 安全で安心なまちづくりの推進 イ 防犯カメラ等の設置による犯罪の抑止 ウ 住宅の防犯性の向上 エ 繁華街等の環境の浄化 オ 薬物乱用防止対策の推進 カ 地域で見守るしくみの充実

行動1 みんなで安全安心な地域をつくる

県民一人ひとりが自らの安全確保に対する意識を高めるとともに、地域を構成する様々な主体が連携し、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動や安全安心な暮らしの実現に向けた活動に取り組むことをめざす。

取組の考え方

犯罪情勢や防犯対策、各地域の防犯活動に関する情報の提供や、セミナー等での学びを通して、「地域の安全は地域住民自らが守る」という自主防犯意識の高揚を図ります。



ア 地域安全まちづくり情報の提供

県民や地域団体、防犯グループ、事業者等と地域の犯罪・防犯情報を共有できるよう、テレビ・ラジオ・インターネット・県広報誌等、多様なメディアを活用して地域安全まちづくりの広報を推進します。また、県やひょうご地域安全まちづくり推進協議会が開催するセミナーや講演会等で有効な取組や先進事例を紹介します。

《主な取組》

■地域安全まちづくり推進計画の普及啓発（企画県民部）

人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本とした安全安心の兵庫の実現をめざす、地域安全まちづくり推進計画の基本理念と取組内容を広く県民や地域団体、事業者等と共有するための広報を推進します。

■地域安全まちづくり活動の普及啓発（企画県民部）

犯罪の起きにくいまちづくりを進めるために有効な取組や先進的な取組例を、県やひょうご地域安全まちづくり推進協議会が開催する会議やセミナー等で紹介し、県民が取り組む地域安全まちづくり活動の活性化を支援します。

■地域への防犯情報の提供（企画県民部・警察本部）

地域や事業者等が情報を共有できるよう、犯罪情報や各戸で取り組める防犯情報を県、県警、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会などからわかりやすい形で発信し、全県での防犯活動の活性化に役立てます。

■スマートフォン等の様々な媒体を活用した広報・情報提供

(企画県民部・警察本部)

犯罪・防犯情報について、広報紙をはじめ、テレビ・ラジオ・インターネット・CATV・防災行政無線など様々な広報媒体を活用した情報提供に努めます。特に、ひょうご防犯ネットなど、スマートフォン等を活用し、地域の犯罪・防犯情報のタイムリーな情報提供を進めます。

■消費生活に関する情報の提供・啓発 (企画県民部)

消費者トラブルの未然・拡大防止を図るため、最新のトラブル情報をメールやツイッター等で随時発信するほか、啓発パンフレット等を活用し、広く県民に向けて相談事例と対処法等の消費生活情報を発信します。

■若者の消費者力向上の推進 (企画県民部)

成年年齢の18歳への引下げを踏まえ、高校生向けの出前講座や(一社)ひょうご大学生支援機構(HUSSO)と連携した消費者教育を実践する大学生の養成、また、SNSを通じた啓発など、若者の消費者力向上に取り組みます。

イ 自主防犯活動の促進

自主防犯活動を促進するため、活動に必要な情報の提供、研修会の開催などにより、まちづくり防犯グループ等の地域団体の活動の質を高めるとともに、これらの団体が相互に連携し、より効果的な活動を継続できるよう支援します。

《主な取組》

(防犯活動の促進)

■まちづくり防犯グループの活動促進 (企画県民部・警察本部)

地域の防犯に役立つわかりやすい犯罪・防犯情報の提供や、県、県警、学校、PTA等が連携した研修会の開催、防犯活動用具等の整備支援、交流・連携の支援などを行い、地域の自主防犯組織であるまちづくり防犯グループの自立的・継続的な活動を支援します。

■地域住民による自主防犯活動の促進 (警察本部)

地域での自主防犯活動への参加のきっかけづくりである「ご近所の防犯運動」、地域住民と交番・駐在所との架け橋である「地域ふれあいの会」の活動等を促進するとともに、青色防犯パトロールへの取組支援や合同パトロールなどを進めます。

■事業所における防犯対策の推進 (企画県民部・警察本部)

地域の事業所において防犯訓練・教育、防犯設備の管理、警察や地域との連携を行う「事業所防犯責任者」の設置を進め、事業所等の防犯対策を促進します。

(防犯活動の活性化)

■表彰制度の運用等による活動意欲の高揚 (企画県民部・警察本部)

地域安全まちづくり活動に著しい功績があった団体等を表彰する「ひょうご地域安全まちづくり活動賞」や、地域の安全に貢献した個人・団体を顕彰する警察本部長感謝状、永年にわたりボランティア活動を実践する個人・団体を表彰する「ひょうご県民ボランティア活動賞」など各種制度を活用して積極的に表彰、顕彰します。

また、地域住民に広く周知を図るため、活動に積極的に取り組む個人や団体をホームページ等で紹介します。

■交流による活動の活性化 (企画県民部)

防犯活動に取り組む団体の交流や連携を促進するため、地域安全兵庫県民大会や地域安全まちづくりセミナー等を活用して、それぞれの団体の交流機会の創出に努めます。

■防犯教室・講習会等の開催 (企画県民部・警察本部)

都市部の繁華街、ニュータウン、農村部など、各地域の実情に応じた最新の犯罪情報の提供や、犯罪に遭わないことや地域で異変に気づくためのノウハウ等を学ぶ防犯教室や講習会、防犯訓練等を県内各地で開催します。

■地域安全マップの作成促進 (企画県民部)

地域の防犯力の向上を図るため、地域住民や子ども、保護者等がともに学ぶ、活動地域内の危険箇所等を点検する地域安全マップの作成や活用方法にかかる研修会の開催を支援するなど、地域で安全への認識の共有を図り、防犯活動の活性化を促進します。

■防犯教材の貸し出し (警察本部)

参加・体験型の防犯教室・講習会等の開催時に、防犯視聴教材の貸し出しを行います。

ウ 多様な主体の参加の促進

地域団体の活動を強化・補完するため、若い世代や女性、会社員など、多様な主体の新たな参加を促進するとともに、防犯活動に取り組む事業者や団体との交流・連携を促進します。

《主な取組》

■若い世代・現役世代による防犯活動の推進 (企画県民部・警察本部)

大学、事業者等と連携し、大学生、高校生等の若い世代や会社員等の現役世代による防犯ボランティア活動に対して、防犯情報や犯罪情報等の提供、活動ノウハウの教示、合同パトロールや防犯イベントへの参加の呼びかけなどを行い、活動者の裾野の拡大やリーダーの育成を図ります。

■大学との地域安全まちづくり活動推進協定の締結 (企画県民部)

若い世代の防犯活動への参加を促進するため、地域安全まちづくり活動に熱心に取り組んでいる大学と県との間で学生の地域安全ボランティア活動への参加等を定めた協定を締結します。

■新たな担い手の育成（企画県民部）

学生が防犯活動に関わる機会の充実を図るとともに、女性のアイデアを生かした啓発物の作成、事業者と協働した防犯キャンペーンの実施等を通じて、若い世代をはじめ多様な世代の防犯活動への参加を促進します。

■ながら見守りの普及促進（企画県民部・警察本部）

通勤・通学中や買い物、犬の散歩、ランニングをしながら周囲の安全に目を配るなど、日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の普及に取り組みます。

また、ながら見守り実施の際に、防犯パトロール中であることを表記した腕章、エコバッグ等の携行を推奨し、見守り効果を高めます。

■仲間づくりに役立つ情報の提供、支援の実施（企画県民部）

地域団体が提案する、地域をより良くするための様々な企画に対して、各県民局・県民センターごとに助成する地域づくり活動応援事業を実施するほか、ひょうごボランティア基金を活用して、研修会や交流会の開催、団体の活動情報誌の発行など、地域活動の活性化に取り組む団体を支援します。

また、ひょうごボランティアプラザが運営する地域づくり活動情報システム「コラボネット」を運用し、様々な情報発信により活動を支援します。

■地域防災力の充実・強化（企画県民部）

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、災害時等に住民が相互に助け合うために結成されている地域の自発的な防災組織である「自主防災組織」を活性化させ、地域防災力の充実・強化を図ります。

また、市町及び地域における防災・福祉関係者間の連携を深め、個別避難計画の作成促進など避難行動要支援者に対する支援の充実を図ります。

エ 事業所等と連携した防犯の推進

事業者等による事業所防犯対策の取組を推進するとともに、地域の防犯活動や見守り活動への参加など事業所の防犯ボランティア活動への取組を促進します。

《主な取組》

■事業所における防犯対策の推進【再掲】（企画県民部・警察本部）

地域の事業所において防犯訓練・教育、防犯設備の管理、警察や地域との連携を行う「事業所防犯責任者」の設置を進め、事業所等の防犯対策を推進します。

■事業者との連携による取組の推進（警察本部）

金融機関やコンビニなど事業者団体との協議会や講習会の開催などを通じて、犯罪防止に有効な情報や考え方を共有し、連携した取組を進めます。

■関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）

新聞販売店やタクシー業者など街頭で業務に従事する機会が多い事業者等と連携し、日常の事業活動に合わせたパトロールの実施と、不審者(物)を発見した場合の110番通報の取組を進めます。

また、地域同士の連携や、行政・事業者と地域が連携した取組について、情報交換や意識高揚に努めます。

■事業所の地域防犯活動への参加促進（企画県民部・警察本部）

事業所に地域の防犯活動や見守り活動への参加を促進するため、地域の子どもの見守り活動への参加、「子どもを守る110番の店・車」への協力、社員による通勤中などのながら見守り活動、研修会や業界団体の機関誌等を活用した防犯活動促進の啓発などの取組を促進します。

■乗物盗対策の推進（警察本部）

(一社)兵庫県自転車防犯登録会、(一財)近畿陸運協会、(一社)兵庫県二輪車普及安全協会等と連携し、ポスター等の啓発物の作成や、各種広報媒体の活用による防犯意識の向上等の防犯対策を推進します。

オ 地域で活動する人材の育成

地域の防犯活動の中核を担うリーダーを育成するため、地域安全まちづくり活動の先導や他団体との連携を図る「地域安全まちづくり推進員」の委嘱を進めるとともに、リーダーを対象とした研修の充実を図ります。

《主な取組》

■地域安全まちづくり推進員の委嘱促進（企画県民部）

地域安全まちづくり活動に自ら取り組むとともに、活動の先導や団体間の連携のリーダーとなる地域安全まちづくり推進員の委嘱を進めます。また、地域安全まちづくり活動に関する知識と行動力を高める研修を充実し、資質向上に努めます。

■子どもの安全・安心確保のリーダー養成（企画県民部）

子どもたちに地域の大人が見守ってくれているという安心感、信頼感を与えるとともに、犯罪企図者の子どもへの接近を防止するため、効果的な見守り方法等について学ぶ講座を開催し、子どもの安全・安心を確保するリーダーを養成します。

■地域リーダーのための研修機会の提供（企画県民部）

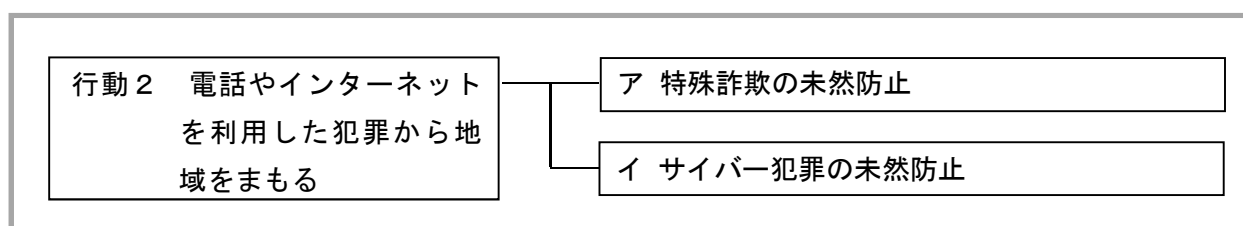
地域安全まちづくり推進員や地域の活動リーダーを対象に、研究者や専門家によるセミナーの開催等、新たな知識や先進的な情報を得る機会を充実し、さらなる実践力の向上を図ります。

行動2 電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域をまもる

近年、高齢者を中心に被害が増加傾向にある特殊詐欺や、インターネットの利用拡大に伴い子どもから高齢者まで幅広い世代で増加するサイバー犯罪*など、電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりをめざす。（※サイバー犯罪の種別については10頁参照）

取組の考え方

特殊詐欺被害やサイバー犯罪被害など電話やインターネットを利用した非対面型犯罪から地域を守るために、子どもから高齢者まで幅広い世代で自らの被害回避能力の向上に取り組むとともに、地域ぐるみの見守り活動や被害防止啓発、相談体制の整備など、犯罪の特徴に適切に対応した対策の充実を図ります。



ア 特殊詐欺の未然防止

特殊詐欺被害は、見知らぬ犯人から被害者に直接入る電話やメールなどが端緒となっており、犯人は、金銭等を詐取するために被害者を金融機関やコンビニ等に誘導したり、被害者の自宅を訪ねて来たりします。特殊詐欺を未然防止するため、高齢者自身の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみで被害が疑われる場合の水際対策等に取り組めます。

《主な取組》

（広報・普及啓発の促進）

■高齢者を対象とした防犯情報の提供（企画県民部・警察本部）

高齢者が被害に遭いやすい、特殊詐欺や利殖勧誘詐欺に関する情報を様々な機会を通じて高齢者に直接提供し、被害防止のための注意喚起に努めます。

■特殊詐欺防止に関する啓発（企画県民部、警察本部）

被害が多発している特殊詐欺について、高齢者や金融機関等の利用者に対する注意喚起、地域のボランティア等と連携した広報啓発活動等を推進し、被害防止に努めます。

■特殊詐欺にかかる情報提供方法の充実（企画県民部、警察本部）

県警と県が連携し、特殊詐欺の新手の手口等の情報を速やかに高齢者に提供し、被害の防止につなげるとともに、特殊詐欺の特徴や防止策が高齢者の記憶に残るよう工夫します。

■消費者被害防止のための高齢者への啓発・見守り活動の推進（企画県民部）

悪質商法等の標的となりやすい高齢者の消費者被害を防止するため、県、市町、

県警、福祉関係団体等で構成する「高齢者等消費者被害防止ネットワーク会議」での情報共有・研修等により地域での見守りにつなげます。また、高齢者健康福祉月間（9月）における高齢者消費者被害防止キャンペーン、「くらしの安全・安心推進員」による高齢者や周囲への啓発を推進します。

■消費者被害に係る相談体制の充実（企画県民部）

幅広い世代における消費トラブルを防止するため、広域的・専門的な消費生活相談に対応するとともに、市町相談員への助言を行う市町相談サポートデスクの設置、弁護士等の専門家による学習会、レベルアップ研修の実施等により市町の消費生活相談対応力の充実強化を図ります。

（特殊詐欺被害の防止）

■自動録音電話機の普及促進（企画県民部、警察本部）

高齢者世帯を中心に、県、市町、警察が連携して、特殊詐欺被害の防止効果が高い、着信前警告機能付きの自動通話録音電話機や外付け自動通話録音機の普及促進に取り組みます。

■特殊詐欺被害を防止する水際対策の充実（企画県民部、警察本部）

特殊詐欺が疑われる場合に、金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者、近隣住民等が高齢者に積極的に声掛けし、被害が水際で防止されるよう、関係機関・団体、事業者等への協力依頼や詐欺手口の情報提供等を促進します。

また、自治体及び県警察が金融機関等と連携して「ATMでの携帯通話自粛」について啓発活動を行います。

イ サイバー犯罪の未然防止

スマートフォンの普及やコロナ禍でのインターネットコミュニケーションの推奨等によりインターネット利用が急拡大し、子どもから高齢者まで幅広い年代層でサイバー犯罪被害が増加しています。インターネットの危険性やその対処法、正しい使い方の普及啓発により、県民一人ひとりの情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、産学官が連携した被害の未然防止対策を推進します。

《主な取組》

（広報・普及啓発の推進）

■ネットトラブル防止に向けた啓発（企画県民部）

「ターゲティング広告」の仕組みを利用し、ネット上の行動履歴などにより、インターネット上の危険に遭遇しやすいと思われるユーザーを、SNSに起因する青少年の性被害防止などをテーマとした啓発ページに誘導することで、適時適切な啓発を実施します。

■サイバー犯罪未然防止のための広報啓発活動の推進（警察本部）

産・学・官が一体となってサイバー空間の実態把握を推進し、サイバー犯罪に関する注意喚起情報や対処方法等について、SNS等を活用した広報啓発活動を推進します。

■「サイバー犯罪被害防止教室」の開催（警察本部）

インターネットに潜む危険性やその対処方法を周知し、被害を未然に防ぐため、県民等に対し、サイバー犯罪被害防止教室を実施します。

■SNSを利用した犯罪被害の防止（県警本部）

SNS上において援助交際を求める等の子どもの性被害につながるおそれのある不適切な書込みに対し、公式アカウントから直接注意喚起を行う等、被害防止に重点を置いた広報啓発活動を積極的に展開します。

■少年サポートセンター等の少年相談窓口の周知（県警本部）

県下12箇所の少年サポートセンターや少年相談専用ダイヤル（ヤングトーク）等、少年相談窓口の周知を図ります。

■青少年のインターネット利用による被害等防止対策の推進

（企画県民部、教育委員会、警察本部）

非行防止教室、街頭キャンペーン等において、青少年愛護条例に基づき、児童ポルノ自撮り被害、出会い系サイトやSNSなどの危険性や情報モラルの遵守を訴えるとともに、青少年及び保護者に対してスマートフォン等のフィルタリングの必要性を周知します。

（子どもがサイバー犯罪に巻き込まれない対策の強化）

■JKビジネス対策の推進（企画県民部・警察本部）

JKビジネス（有害役務営業）等から青少年等を保護するため、青少年と保護者にJKビジネスの危険性を周知啓発するとともに、事業者への青少年愛護条例に基づく指導の徹底と営業実態調査の実施などを通じて、青少年の被害防止を推進します。

■青少年のインターネット依存等防止対策の推進（企画県民部・教育委員会）

青少年のインターネットの利用に関するルールづくりへの支援や、県民、事業者等との協働による、インターネットの安全な利用に関する啓発キャンペーンを実施するなど、ネット依存等から青少年を守る取組を推進します。

■青少年の安全安心なインターネット利用の推進（企画県民部）

SNSによる犯罪被害などのネットトラブルを防止するため、青少年自身が主体的にインターネット利用対策について考える取組や、家庭において生活時間やネットの使い方を家族で話し合う取組を支援します。

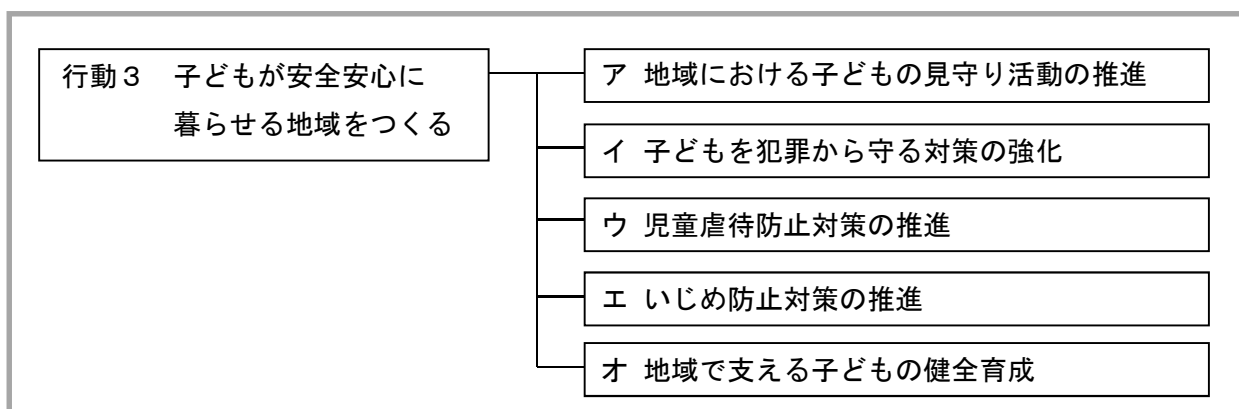
行動3 子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる

地域が一体となって、子どもの登下校時や放課後の安全を確保するとともに、子どもが様々な犯罪に巻き込まれない、また、児童虐待やいじめを見過さない、安全安心な地域づくりをめざす。

取組の考え方

児童の登下校時や放課後の安全を確保するため、学校、保護者、地域住民、警察、事業者等が連携し、子どもの視点も取り入れながら、地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を推進するとともに、子どもを犯罪から守るため、子ども自身の危険回避能力の向上に取り組みます。

また、児童虐待や学校等でのいじめを防止するため、相談窓口の充実や関係機関の連携を推進し、地域全体で子どもを守る体制づくりを推進します。



ア 地域における子どもの見守り活動の推進

登下校時や帰宅後の日常生活の中で、声かけやつきまといなどから子どもを守るため、学校、保護者、地域住民、警察、事業者等が連携した見守り活動を推進するとともに、子どもの見守り体制の充実を図ります。

《主な取組》

(登下校時等の安全安心の確保)

■子どもの安全を確保するための指針の普及啓発

(企画県民部・健康福祉部・教育委員会)

学校や通学路等での子どもの安全を守るための取組のあり方を示した「子どもの安全を守るための活動及び措置に関する指針」の内容のホームページへの掲載や会議での説明などを通して普及啓発を行い、保護者や地域団体などと連携した子どもの安全確保の取組を推進します。

■子どもの見守りに役立つ防犯情報の提供 (企画県民部)

地域の防犯情報や地域での子どもの見守り活動に役立つ情報を防犯グループや市町、PTA等に提供します。

■登下校時における子どもの見守り活動の推進（企画県民部）

まちづくり防犯グループやP T A等が実施する登下校時の見守り活動を効果的に行われるよう、地域の防犯情報の提供や先進事例の紹介等、見守り活動に役立つ情報を提供するとともに、子どもを見守る実践的な訓練の実施を支援します。

■子どもの安全・安心確保のリーダー養成【再掲】（企画県民部）

子どもたちに地域の大人が見守ってくれているという安心感、信頼感を与えるとともに、犯罪企図者の子どもへの接近を防止するため、効果的な見守り方法等について学ぶ講座を開催し、子どもの安全・安心確保のリーダーを養成します。

■ながら見守りの普及促進【再掲】（企画県民部・警察本部）

通勤・通学中や買い物、犬の散歩、ランニングをしながら周囲の安全に目を配るなど、日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の普及に取り組みます。

また、ながら見守り実施の際に、防犯パトロール中であることを表記した腕章、エコバッグ等の携行を推奨し、見守り効果を高めます。

（「子どもを守る110番の家・店」の充実）

■「子どもを守る110番の家・店・車」の確保（企画県民部・警察本部）

登下校時等に被害に遭いかけた子どもが緊急避難場所として逃げ込めるよう、確実に機能する「子どもを守る110番の家・店・車」を地域住民や地域に店舗や配送用の車を有する事業者等の協力を得て各地域に確保します。

■「子どもを守る110番の家・店・車」の体制強化（企画県民部・警察本部）

市町、「子どもを守る110番の家・店・車」の事業実施者、県、県警等が連携し、子どもを守る110番のネットワークを構築し、地域の防犯情報の共有、協力者の新規開拓、課題検討等を行い、「子どもを守る110番の家・店・車」の機能の強化を図ります。

■子どもが「子どもを守る110番の家・店」を確認する機会の確保

（企画県民部・教育委員会）

子どもが緊急時に躊躇なく逃げ込めるよう、「110番の家・店」の主催者（防犯協会、P T A、市町等）や地域防犯グループのメンバー等の引率のもと、子どもたちが年度当初等に作成する地域安全マップ等に基づき「110番の家・店」を1軒ずつ現地確認するとともに、家の住人や店の経営者等と顔合わせをする機会を確保します。

（地域が連携した子どもの見守り体制の充実）

■防犯カメラの設置推進（企画県民部・警察本部）

まちづくり防犯グループ等による自主的な防犯活動を補完し、より安全安心なまちづくりを推進するため、防犯グループ等の地域団体による防犯カメラの設置を県、市町、警察が連携して支援します。

(学校の安全強化)

■学校安全の総合的支援の充実 (教育委員会)

防犯や交通安全等の安全教育の指導方法や教育手法の開発、通学時を含めた学校における児童生徒等の安全確保体制の構築、専門家による指導・助言等を行い、学校における安全教育・安全管理の充実を図ります。

■子どもの安全を守る設備等の効果的運用 (警察本部)

学校と警察を結ぶ「県警ホットライン(県設置)」を活用した不審者対応訓練の実施や、緊急情報を学校等に伝える「学校緊急通報制度」の運用などを通して学校における安全対策の強化を図ります。

(地域の子ども見守り活動)

■子育て応援ネットの推進 (企画県民部)

地域の女性団体等が中心となって、市町ごとにネットワークを組織し、子育て家庭応援推進員等が子どもの登下校時の見守りや声かけなどを行う子育て家庭応援運動を推進するとともに、子育て家庭の親子が発するSOS、虐待、問題行動などをキャッチして関係機関につなぐSOSキャッチ活動を推進します。

■高齢者による子ども見守り活動の充実 (健康福祉部)

元気な高齢者の社会参加を促進し、子育て支援活動や地域での子どもの見守り活動など、老人クラブが主体となって取り組む安全安心な地域づくりを支援します。

イ 子どもを犯罪から守る対策の強化

地域の見守り活動の隙間を狙った犯罪から子ども自身が身を守ることができるよう、実地型の防犯訓練等を実施し、子どもの危険回避能力の向上を図ります。

また、インターネット利用やJKビジネス等に関して、青少年が犯罪に巻き込まれることのないよう、青少年が危険性や対応策を学ぶ機会を創出するとともに、事業者への働きかけなど抑止対策を強化します。

《主な取組》

(子どもの危険回避能力の向上)

■子どもへの安全教育の徹底 (企画県民部)

小学生を対象に、学校、警察と連携し、子どもを狙った犯罪の手口や犯罪に巻き込まれそうになった時の対応を体験させるなど、防犯実地訓練や防犯教室を開催し、子どもの危険回避能力を高めます。

■地域防犯グループ等との合同による安全教育の実践 (企画県民部)

子どもと登下校時の見守り活動を行っている地域の防犯グループ等が合同で、地域安全マップを使って「子どもを守る110番の家・店」の位置や危険箇所の確認等の安全点検を行う等、地域の安全について考える安全教育の促進を図ります。

■子ども・女性の危険回避能力の向上 (警察本部)

子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、参加・体験型の防犯教室や護身術訓練、「子どもを守る 110 番の家・店」の周知を図るウォークラリーを開催し、自らを守る術（すべ）を身につけられるよう支援します。

(子どもがサイバー犯罪に巻き込まれない対策の強化)

■JKビジネス対策の推進【再掲】 (企画県民部・警察本部)

JKビジネス（有害役務営業）等から青少年等を保護するため、青少年と保護者にJKビジネスの危険性を周知啓発するとともに、事業者への青少年愛護条例に基づく指導の徹底と営業実態調査の実施などを通じて、青少年の被害防止を推進します。

■青少年のインターネット依存等防止対策の推進【再掲】

(企画県民部・教育委員会)

青少年のインターネットの利用に関するルールづくりへの支援や、県民、事業者等との協働による、インターネットの安全な利用に関する啓発キャンペーンを実施するなど、ネット依存等から青少年を守る取組を推進します。

■青少年の安全安心なインターネット利用の推進【再掲】 (企画県民部)

SNSによる犯罪被害などのネットトラブルを防止するため、青少年自身が主体的にインターネット利用対策について考える取組や、家庭において生活時間やネットの使い方を家族で話し合う取組を支援します。

■若者の消費者力向上の推進【再掲】 (企画県民部)

成年年齢の18歳への引下げを踏まえ、高校生向けの出前講座や(一社)ひょうご大学生支援機構(HUSSO)と連携した消費者教育を実践する大学生の養成、また、SNSを通じた啓発など、若者の消費者力向上に取り組みます。

ウ 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を図るため、こども家庭センター、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、市町、県警、医療機関や地域などが連携した相談支援体制を強化します。

《主な取組》

(相談体制の充実)

■児童虐待防止24時間ホットラインの運営 (健康福祉部)

休日・夜間の児童虐待相談・通告に対応する電話相談のほか、児童相談所全国共通ダイヤル「189」(いちはやく)など、こども家庭センターの即応体制を強化します。

■地域の児童委員、主任児童委員活動との連携強化 (健康福祉部)

児童委員、主任児童委員による個別援助・見守り強化や「子育て応援ネット」によるSOSキャッチ活動を支援します。

■乳児院における児童虐待対応強化事業（健康福祉部）

特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）を支援するため、相談窓口を開設するとともに、個別養育支援計画を作成し、育児等のトレーニングを実施します。

■「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談の実施

（企画県民部・警察本部）

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や虐待、DV、いじめ等が疑われる場合、近隣の一人暮らしの高齢者等を見かけない場合等に、気軽に匿名でも通報でき、その相談を速やかに担当機関につなぐ「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談を県と県警が共同して運営し、犯罪の未然防止と早期発見を図ります。

■児童虐待防止の普及啓発（健康福祉部）

児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、ヴィッセル神戸試合会場での児童虐待防止啓発活動を実施するなど、本県の児童虐待防止シンボルマーク「オレンジリボン はばタン」を活用した普及啓発を行います。

（対応の充実）

■児童虐待家庭への支援の充実（健康福祉部）

増加傾向にあり、かつ、複雑化・深刻化する虐待から子どもを守るため、こども家庭センター、市町、警察、学校、児童養護施設など関係機関の連携強化を図るとともに、児童虐待防止24時間ホットラインによる相談、児童虐待の予防、子どもの保護、子どもを虐待した親等への家族再統合支援等に一体的に取り組みます。

■こども家庭センターの機能強化（健康福祉部）

児童虐待相談に適切に対応するため、こども家庭センターでは、業務内容に応じた系統的・体系的な研修を実施し、職員の専門性を高めるとともに、市町や関係機関との連携を図り、機能強化を進めます。

（連携の強化）

■児童虐待防止医療ネットワーク（健康福祉部）

医療機関には、頭部外傷など虐待を疑わせる児童の受診が多いため、中核的な医療機関（県立尼崎総合医療センター）を中心として、医療機関向け相談窓口の設置、医療的ケアを要する児童の一時保護委託先の確保、保健医療従事者への教育研修の実施など連携強化を図り、児童虐待防止体制を整備します。

エ いじめ防止対策の推進

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、学校、教育委員会、県、市町、関係機関、県警、地域等が連携し、ネットワークの強化や相談窓口の充実等、いじめ防止に向けた対策を推進します。

《主な取組》

(相談体制の充実)

■子どもの悩みを受け止める教育相談の実施 (教育委員会)

24時間体制で電話によるいじめ等の悩み相談、その他子どものSOS全般に対応するとともに、臨床心理士、公認心理師[※]等による面接相談を実施します。

※公認心理師：保健医療、福祉等の分野において支援を要する者の心理状態の観察、分析等行う心理職の国家資格者。

■SNSを活用した教育相談体制の実施 (教育委員会)

従来の音声通話や面談等における相談に踏み切れない児童生徒が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談窓口を設置します。

■こころの相談支援事業の実施 (教育委員会)

専門家によるカウンセリング機能を強化するため、全ての公立中学校や拠点小学校、小・中・高等部を設置する県立特別支援学校にスクールカウンセラーを、全ての県立高等学校にキャンパスカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談に対応します。

■少年の悩みごとへの相談対応 (警察本部)

専門相談員が警察本部に設置された少年相談電話「少年相談室(ヤングトーク)」において、少年問題(非行、家出、いじめ等)に関する相談対応に努めます。

■ひょうごユースケアネットほっとらいん相談の実施 (企画県民部)

ひきこもり等の支援を行う専門家(心理士等)による専門相談を行うとともに、個々の相談に応じて適切な専門機関を紹介することにより、いじめなどにより不登校やひきこもり等になった青少年を支援します。

■「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談の実施【再掲】

(企画県民部・警察本部)

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や虐待、DV、いじめ等が疑われる場合、近隣の一人暮らしの高齢者等を見かけない場合等に、気軽に匿名でも通報でき、その相談を速やかに担当機関につなぐ「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談を県と県警が共同して運営し、犯罪の未然防止と早期発見を図ります。

(対応の充実)

■様々な課題から学校をサポートする体制の充実 (教育委員会)

教育事務所に学校関係OBや警察関係OB、スクールソーシャルワーカーなどで構成される「学校問題サポートチーム」を設置し、学校だけでは解決困難な事案に専門的・多面的な支援を行うとともに、「教育相談窓口」を設置し、保護者や学校からの相談に対して、学校関係OB等が適切な指導助言を行います。

また、「いじめ対応マニュアル(平成29年8月改定)」を活用した研修等により、いじめに係る対応方針や指導方針を教職員に周知するなど、学校におけるいじめ事案への組織的な対応を強化します。

県立学校に寄せられる様々な課題に対して早期解決等を図るため県立学校問題

解決サポートチームを設置します。

さらに、福祉的な視点から児童生徒の置かれた環境に働きかけ、状況を改善するスクールソーシャルワーカーの全ての中学校区（政令市・中核市を除く）へ配置します。

（連携の強化）

■兵庫県いじめ防止基本方針を踏まえたいじめ防止対策の推進（教育委員会）

「兵庫県いじめ防止基本方針（平成29年3月改定）」を踏まえ、いじめの防止（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に向けた対策を推進します。

■兵庫県いじめ対応ネットワークの構築（教育委員会）

教育委員会、知事部局、県警、市町等の関係機関が連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るための全県的、地域的なネットワークを構築します。

■学校と警察の連携の推進（教育委員会・警察本部）

いじめの問題や少年非行問題等に対し、被害防止の観点から学校現場と警察が積極的な情報共有を図るとともに、迅速な対応ができるよう連携強化を推進します。

また、いじめや非行の問題に限らず、児童虐待など被害者の生命・身体の安全が脅かされる可能性が高い重大事案などに適切に対応するため、より一層の情報連携を図る体制を構築します。

オ 地域で支える子どもの健全育成

子どもが被害者にも加害者にもならないよう、「地域の子どもは地域で守り育てる」との考え方のもと、青少年愛護条例の運用や青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開等により、子どもが安全に安心して成長できる環境づくりを地域一丸となって推進します。

《主な取組》

（子どもの健全育成を支える）

■青少年愛護条例の運用（企画県民部・警察本部）

青少年の健全な育成を図り、これを阻害するおそれのある行為から青少年を保護する「青少年愛護条例」について、県民への周知を徹底するとともに、関係事業所への調査・指導を行うなど適正な運用を図り、青少年にとって良好な社会環境づくりを推進します。

■青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（企画県民部）

複雑・多様化する青少年問題に対し、青少年の健全育成及び非行防止を図るため、関係機関が連携して対応策等を検討する青少年育成スクラム会議を開催するほか、「大人が変われば子どもも変わる」運動の啓発キャンペーンを展開するなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

■ひろば事業等の展開（企画県民部）

空き家など街中の空き空間も活用し、地域の大人が見守る中、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育むことができるよう、「子どもの冒険ひろば」や若者が気軽に立ち寄り、集まった仲間と楽しく交流できる「若者ゆうゆう広場」の運営を支援します。また、親子の居場所をつくるため、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての悩みを話し合い情報交換ができる「まちの子育てひろば」の活動を支援します。

■「子ども食堂」への支援（健康福祉部）

生まれ育った家庭環境等により食事が十分にとれていない子どもへの温かい食事の提供や食育、見守り等の機能を持つ「子ども食堂」を支援し、子どもの健全な育成を推進します。また、「子ども食堂」同士の情報を共有する場に参画し、地域性に配慮した必要な情報を提供します。

（関係機関が連携した見守りの充実）

■地域と学校の連携・協働体制構築（教育委員会）

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動（地域学校協働活動）を積極的に推進するため、従来の個別の教育支援活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「連携・協働」を目指す体制の下、様々な活動を推進します。

■PTAによる学校、家庭、地域の連携の強化（教育委員会）

PTAが核となり、地域住民の支援を得ながら、家庭教育の支援活動や学校内外の教育環境の改善事業等を実施し、PTA活動の活性化や学校、家庭、地域の連携を強化します。

■青少年補導活動の推進（企画県民部）

青少年の非行、不良行為の防止を図るため、補導・相談活動に取り組む青少年補導センターや県青少年補導委員会連合会に対して、助成や研修等を行い、活動推進を支援します。

また、コンビニ等の深夜営業店の協力のもと、子どもの夜間外出防止の取組を推進します。

■少年サポートセンターの運営（警察本部）

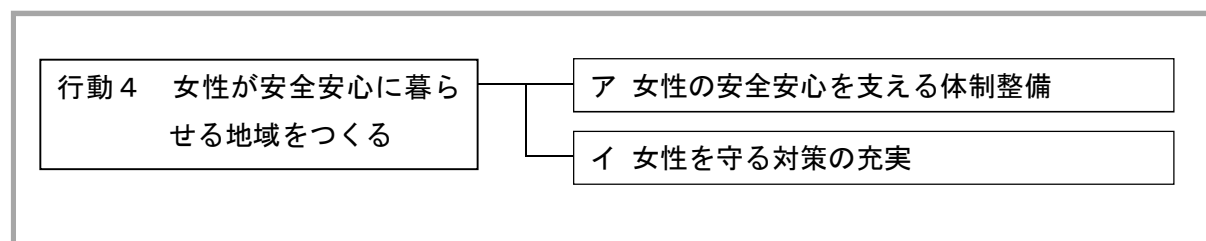
警察官と少年補導職員が、専門的知識技能や継続的助言指導が必要な少年補導や被害少年への支援等に関係機関と連携のうえ実施する、少年非行防止活動の中核的な役割を担う少年サポートセンターを県内各地（12カ所）で運営します。

行動4 女性が安全安心に暮らせる地域をつくる

女性を性犯罪・性暴力、DV、ストーカー等から守り、女性が安全に安心して暮らせる地域づくりをめざす。

取組の考え方

性犯罪・性暴力やDV、ストーカー等から女性を守り、女性が安全で安心して暮らせるよう、身を守る知識や技術を修得する機会の提供、相談しやすい相談体制の整備に取り組むとともに、規制や対応の強化に取り組みます。



ア 女性の安全安心を支える体制整備

女性を性犯罪・性暴力等から守るため、護身術等を学ぶ機会を確保するとともに、事案の深刻化や重大化等を防止するため、早い段階で相談しやすい相談体制を整備します。

《主な取組》

(予防対策)

■学校等での防犯教室の開催 (教育委員会・警察本部)

高校や大学、専門学校などの要請に応じて、女子学生などの犯罪被害を減らすため、女性が被害者となる犯罪の防止策や護身術の修得を目的とした防犯教室を開催します。また、防犯の心構えや訓練などを学び、指導役を果たす教員を養成し、各学校での防犯教室の開催を推進します。

■子ども・女性の危険回避能力の向上【再掲】 (警察本部)

子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、参加・体験型の防犯教室や護身術訓練、「子どもを守る110番の家・店」の周知を図るウォークラリーを開催し、自らを守る術(すべ)を身につけられるよう支援します。

(相談体制の充実)

■女性のための相談体制の整備 (企画県民部)

男女共同参画社会づくり条例に基づく男女共同参画申出処理委員を設置し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどにより人権が侵害された場合等の申出について、公平、中立な立場に立って対応します。

また、男女共同参画センターのカウンセラー等が対応する電話相談「女性のためのなやみ相談」や、NPOの女性相談員が対応するSNS相談「こころちゃっと」

に加え、女性どうしが悩みを話し合える WEB 居場所「CoCo カフェ」を開設し、不安や悩みを抱える女性に寄り添った支援に取り組みます。

■相談窓口の充実（警察本部）

県警各部署において、ストーカー、DV、性犯罪、特殊詐欺、悪質商法、サイバー犯罪、暴力団犯罪、交通事故など被害者が直面する様々な相談に適切に対応します。

また、犯罪被害者等への支援について、県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける(公社)ひょうご被害者支援センターに相談事業等を委託し、被害者からの相談に対応するほか、法律相談や心理相談の実施、裁判所等への同行等の支援を行います。

■関係機関の連携の強化（企画県民部・健康福祉部・教育委員会・警察本部）

庁内各部署において、虐待、いじめ、家庭内暴力、悪質商法や特殊詐欺など消費生活上の問題、交通事故、性犯罪・性暴力など様々な事案に応じて、被害者が相談しやすい窓口を充実するとともに、よりきめ細かな対応ができるよう、関係機関の連携の強化を図ります。

■「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談の実施【再掲】

（企画県民部・警察本部）

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や虐待、DV、いじめ等が疑われる場合、近隣の一人暮らしの高齢者等を見かけない場合等に、気軽に匿名でも通報でき、その相談を速やかに担当機関につなぐ「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談を県と県警が共同して運営し、犯罪の未然防止と早期発見を図ります。

イ 女性を守る対策の充実

女性の安全安心を確保するため、関係機関が連携し、相談受理後の早期対応・対策に努めるとともに、DVやストーカー等の再被害に遭うことがないように、再被害防止に向けた対応をします。

《主な取組》

（DV対策）

■DV対策の推進（健康福祉部・県土整備部）

DV被害者等（保護監督する子どもを含む）の安全を確保するため、県営住宅への一時入居の実施や一時保護委託施設の確保等、一時避難先を確保するとともに、関係機関や民間支援団体と連携して、将来の自立や安定した生活に向け、住居確保や就業支援など各種支援を行います。

（ストーカー等対策の充実）

■DV・ストーカー事案への対応の強化（健康福祉部・警察本部）

DV・ストーカー事案に関する相談に対し、相談者の安全確保を最優先に関係機関が緊密に連携を図り、相談者の意向を踏まえつつ、事案に応じた適切な措置

を講じます。

■痴漢・盗撮等の犯罪事案への相談対応（警察本部）

痴漢・盗撮等の性的犯罪等に関する相談に女性警察官が対応する「レディースサポート交番」、鉄道施設における性的犯罪等の相談に応じる「痴漢等被害相談所」など、事案に応じた相談対応に努めます。

（性犯罪・性暴力被害者への支援の充実）

■性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい相談窓口（ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」）の運営（企画県民部）

警察に相談することができない性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防ぐため、専用相談窓口を設け、医療費助成、医療機関等への同行支援、法律相談、心のケア等をワンストップで実施します。

■性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の運営（警察本部）

性犯罪被害の潜在化を防ぐため、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」（本県では警察本部に設置している「性犯罪被害110番」に接続）を設置し、性犯罪被害者からの相談に24時間対応しています。

■関係機関の連携強化（企画県民部・健康福祉部・教育委員会・警察本部）

被害が潜在化しやすい傾向にあることから、被害者に必要な支援が届くよう、教育関係機関（小・中・高校、特別支援学校、大学・専門学校等）、県医師会、こども家庭センター、女性家庭センター等との連携を強化します。

■性犯罪・性暴力被害者への支援の充実（企画県民部）

性犯罪・性暴力被害者への支援にあたって専門的な知識やノウハウが必要とされることから、（公社）ひょうご被害者支援センター、（公社）全国被害者支援ネットワーク、性暴力被害者支援センター・ひょうごなどのNPO、医師会等と連携し、支援の質の向上を図ります。

（再被害の防止）

■犯罪被害者の安全の確保（警察本部）

犯罪の被害者が加害者から再被害に遭うことがないように、被害者の保護対策、加害者の居所の把握や情報提供、パトロールの実施など、再被害防止に向けた対応を徹底します。

（就労の支援）

■就労支援の充実（健康福祉部・産業労働部）

就職や職業能力の開発に関する情報提供や相談を実施するとともに、就職に必要な専門知識・技術の習得のため、ものづくり大学校や神戸高等技術専門学院等において訓練の機会を提供します。

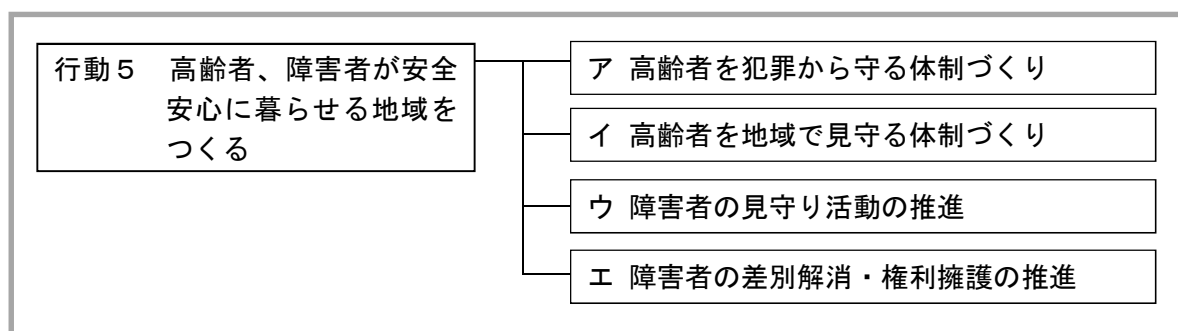
また、単親家庭の親が、職業訓練のために受けた講座費用や、よい条件での就業・転職に繋がられるよう、資格取得をめざし養成機関に修学する場合に修学期間中の生活の負担軽減を図るための給付金を支給します。

行動5 高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる

高齢者、障害者を特殊詐欺や消費者トラブル、差別、虐待などから守り、高齢者、障害者が安全で安心して暮らせる地域づくりをめざす。

取組の考え方

特殊詐欺や悪質商法、差別、虐待などの標的となりやすい高齢者、障害者を守るため、犯罪の特徴に適切に対応した対策の充実を図るとともに、地域、県、市町、県警、福祉医療の関係機関・団体、刑事司法機関等多様な関係機関の連携による地域ぐるみの見守り、支援体制づくりを支援します。



ア 高齢者を犯罪から守る体制づくり

特殊詐欺や虐待などから高齢者を守るため、広報啓発や防犯情報の提供、相談体制の充実等に取り組むとともに、地域ぐるみの見守り活動や被害が疑われる場合の水際対策等に取り組みます。

《主な取組》

(特殊詐欺被害の防止等)

■高齢者を対象とした防犯情報の提供【再掲】 (企画県民部・警察本部)

高齢者が被害に遭いやすい、特殊詐欺や利殖勧誘詐欺に関する情報を様々な機会を通じて高齢者に直接提供し、防犯意識の高揚に努めます。

■特殊詐欺防止に関する啓発【再掲】 (企画県民部・警察本部)

被害が多発している特殊詐欺について、高齢者や金融機関等の利用者に対する注意喚起、地域のボランティア等と連携した広報啓発活動等を推進し、被害防止に努めます。

■特殊詐欺にかかる情報提供方法の充実【再掲】 (企画県民部・警察本部)

県警と県が連携し、特殊詐欺の新手の手口等の情報を速やかに高齢者に提供し、被害の防止につなげるとともに、特殊詐欺の特徴や防止策が高齢者の記憶に残るよう工夫します。

■消費者被害防止のための高齢者への啓発・見守り活動の推進【再掲】

(企画県民部)

悪質商法等の標的となりやすい高齢者の消費者被害を防止するため、県、市町、県警、福祉関係団体等で構成する「高齢者等消費者被害防止ネットワーク会議」での情報共有・研修等により地域での見守りにつなげます。また、高齢者健康福祉月間（9月）における高齢者消費者被害防止キャンペーン、「くらしの安全・安心推進員」による高齢者や周囲への啓発を推進します。

■特殊詐欺被害を防止する水際対策の充実【再掲】 (企画県民部・警察本部)

特殊詐欺が疑われる場合に、金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者、近隣住民等が高齢者に積極的に声掛けし、被害が水際で防止されるよう、関係機関・団体、事業者等への協力依頼や詐欺手口の情報提供等を促進します。

また、自治体及び県警察が金融機関等と連携して「ATMでの携帯通話自粛」について啓発活動を行います。

■消費者被害に係る相談体制の充実【再掲】 (企画県民部)

幅広い世代における消費トラブルを防止するため、広域的・専門的な消費生活相談に対応するとともに、市町相談員への助言を行う市町相談サポートデスクの設置、弁護士等の専門家による学習会、レベルアップ研修の実施等により市町の消費生活相談対応力の充実強化を図ります。

■自動録音電話機の普及促進【再掲】(企画県民部、警察本部)

高齢者世帯を中心に、県、市町、警察が連携して、特殊詐欺被害の防止効果が高い、警告機能付き自動通話録音電話機や後付け自動通話録音機の普及促進に取り組みます。

(虐待の防止)

■高齢者虐待防止の強化 (健康福祉部)

市町職員や施設職員等の意識向上を図るため、高齢者虐待対応力向上研修を実施し、高齢者虐待の未然防止、虐待の早期発見、虐待事案への迅速かつ適切な対応を支援します。また、市町単独では対応が困難な事例に対応する専門職による権利擁護相談窓口を設置し、市町や地域包括支援センターに周知を図るとともに、相談に迅速、適切に対応します。

イ 高齢者を地域で見守る体制づくり

認知症や一人暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせるように、所在不明時の早期発見対策、認知症等の医療支援体制の充実、ケア人材の育成等を図るとともに、地域住民や市町、福祉医療の関係機関・団体等が連携した地域で見守る体制づくりを支援します。

《主な取組》

(認知症やひとり暮らし等の高齢者への見守り)

■認知症医療体制の充実 (健康福祉部)

認知症疾患医療センターが地域の認知症医療体制の中核として地域の認知症の保健医療水準の向上を牽引できるよう、各センターにおける診断後支援機能や、センター間の連携の強化、軽度認知障害(MCI)支援体制構築にむけたモデル事業等を実施します。

また、認知症対応医療機関等の活用、医療従事者等への研修の対象者拡大や養成された認知症サポート医の活躍の場を市町等との連携により拡大する等、地域の認知症医療体制の充実強化を図ります。

■認知症地域支援ネットワークの強化 (健康福祉部・警察本部)

地域住民への認知症の正しい理解の普及・啓発と認知症の人を支える地域づくりを推進するため、キャンペーン等の実施や認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成、企業等における認知症サポーター養成の取組への支援などを継続するとともに、地域版希望大使「ひょうご認知症希望大使」の活動の展開や各市町における認知症の人とその家族の支援ニーズと認知症サポーター等地域の身近な支援者をつなぐ仕組み(チームオレンジ)の構築を支援する等、認知症の人本人の視点を重視した施策を推進します。

また、市町における認知症高齢者等(若年性認知症含む)の見守り・SOSネットワークの模擬訓練の実施内容の充実を促進し、地域住民による見守り体制の強化を図るとともに、自治体と警察が連携し、認知症高齢者等を保護した際の家族への早期引渡しや、行方不明時の迅速な発見活動につなげます。

■認知症ケア人材の育成 (健康福祉部)

介護職員や施設管理者等の認知症への対応力向上を図るため、認知症介護研修(基礎・実践者・リーダー・指導者等)を体系的に実施します。また、認知症の人が利用する介護施設等において、認知症の人の症状に応じた適切なケアを提供し、症状の進行やBPSD(行動・心理症状)の発症予防に取り組めるよう認知症機能訓練システム(兵庫県4DAS)研修を実施するなど、認知症の人へのケア体制を強化します。

■障害者・高齢者の立ち直り支援の充実 (健康福祉部)

罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者に対し、釈放後、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるよう、保護観察所や検察庁等刑事司法機関、県弁護士会及び帰住先市町等と連携し、必要な福祉サービスに円滑につなげるための調整を実施します。

ウ 障害者の見守り活動の推進

消費者トラブル等から障害者を守り、必要な保健福祉医療サービスを受けながら地域で障害者が安全安心に暮らせるよう、地域、県、市町、福祉関係団体、司法関係機関等と連携した、生活支援対策や地域での見守り支援の充実、触法障害者の社会復帰の支援等に取り組みます。

《主な取組》

(地域生活の安定のための支援)

■みんなの声かけ運動の推進・充実強化 (健康福祉部)

障害種別に応じた支援方法等に関する実践研修等を実施し、障害者への適切な支援を推進することにより、障害者の安心安全な社会参加を促進します。

■障害者の消費者トラブル防止対策の推進 (企画県民部)

障害のある生徒が社会に出る前から消費者力を高めることができるよう、特別支援学校の教員向け研修会や出前講座を実施し、効果的な消費者教育の推進を図ります。また、障害者の消費者被害防止のため、障害者本人や見守りを行う方への啓発を実施します。

■精神保健福祉体制の充実 (健康福祉部)

精神障害者が必要な医療を中断することなく、地域で安全安心に暮らせるよう継続支援を行うチームを設置し、関係機関の連携を強化するとともに、関係職員への研修をはじめ精神障害者を地域全体で支える体制の構築を推進し、長期入院者の地域への円滑な移行を支援します。

■出所後の生活安定への支援の充実 (健康福祉部)

矯正施設の出所予定者で、高齢や障害があり自立した生活を営むことが難しく、出所後は福祉的支援が必要と認められる人に対し、保護観察所、矯正施設、更生保護施設、市町、関係団体等と連携し、出所後は地域で穏やかに生活を営むことができるよう、矯正施設在所中に生活保護をはじめ、必要な福祉サービスの受給等に向けた申請支援等の特別調整を実施します。

■障害者・高齢者の立ち直り支援の充実 (健康福祉部)

罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者に対し、釈放後、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるよう、保護観察所や検察庁等刑事司法機関、県弁護士会及び帰住先市町等と連携し、必要な福祉サービスに円滑につなげるための調整を実施します。

エ 障害者の差別解消・権利擁護の推進

障害者差別解消相談センターを中心に相談体制を整備し、障害者差別解消を推進するとともに、障害者権利擁護センターを中心に障害者の虐待防止や権利擁護を推進します。

《主な取組》

■障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進（健康福祉部）

障害福祉サービスの利用等における障害者の権利擁護を推進するため、市町地域生活支援事業を活用し、成年後見制度の申立てに要する経費や、市民後見人の活用を含む法人後見の活動を支援します。

■障害者差別解消のための相談体制の整備（健康福祉部）

障害者差別解消相談センターを設置・運営し、弁護士や福祉専門職による法律相談を実施するなど相談体制を整備し、障害者差別解消の推進を図ります。

■障害者虐待防止・権利擁護体制の推進（健康福祉部）

障害者権利擁護センターを運営し、市町職員や障害者福祉施設職員等向けの障害者虐待対応力向上研修の実施や、通報義務の徹底、施設・企業等の虐待に対するガバナンスの確立等に取り組み、障害者虐待防止・権利擁護体制の推進を図ります。

犯罪被害者等の支援にあたって

犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族または遺族）は、突然犯罪等に巻き込まれ、心身の健康が損なわれたり、心身の不調や後遺症が原因となって仕事が続けられなくなったり、様々な理由により引っ越しを余儀なくされるなど、生活が一変する環境に置かれます。また、被害者等には、捜査や刑事裁判等への参加が求められる場合もあり、平穏な生活を取り戻すまで長時間を要する状況となります。

心身の負担が軽減され、被害者等が、受けた被害から回復し、生活の再建が図られるよう、地域住民、県、市町、関係機関・団体等がそれぞれ有する力を発揮して支援し、地域ぐるみで支えていく社会でありたいと考えます。

また、被害者等に寄り添い、被害者等の悲しみや苦しみを理解することは、加害者を出さないという意識の醸成につながります。

こういったことから、犯罪被害者等への支援については、被害者も加害者も出さない安全な地域づくりをめざすものとして、地域安全まちづくりの一環と位置づけ、被害者等が元の生活を取り戻せるよう地域全体で取り組んでいきます。

行動6 犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、被害に遭ったことに起因して失った健康や生活を回復できるよう支援の充実を図るとともに、犯罪被害者等を地域全体で支える機運の醸成をめざす。

取組の考え方

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、県民等の理解を深める啓発活動を実施するとともに、国、県警、県、市町、関係機関・団体等が連携して被害者等に寄り添い、ニーズに応じた支援の充実を図ります。

行動6 犯罪被害者等の支援を充実する

ア 県民・事業者等の理解の促進

イ 被害者等への支援の充実

ウ 関係機関・団体等との連携の強化

エ 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定

ア 県民・事業者等の理解の促進

インターネット上の中傷や報道機関による過剰な取材など犯罪被害者等への二次被害^{*}を防ぐとともに、犯罪被害者等を地域全体で支えていくため、被害者等が置かれる状況等について、県民や事業者等（マスコミ、SNS事業者等を含む）が理解を深められるよう、被害者支援に取り組む団体や市町と連携し、様々な機会を活用して広報、普及啓発に努めます。

^{*}二次被害：被害者についての無理解や偏見などが原因となって、被害者とその心身に傷を受けることをいう。

《主な取組》

(広報、普及啓発の推進)

■犯罪被害者週間を活用した普及啓発 (企画県民部)

犯罪被害者等の心情等を理解し、地域で支える機運を醸成するため、遺族の手記や詩集等を広く紹介するほか、広く県民を対象とした犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)にシンポジウムを開催します。

■団体等と連携した広報の実施 (企画県民部)

ひょうご被害者支援センター、NPO、市町等と連携し、様々な機会を活用して、広報啓発活動を実施します。

■青少年への普及啓発の充実 (企画県民部)

事件、事故により親や兄弟など家族を亡くした子どもらが、学校や地域で落ち着いて暮らせるよう、小学生、中学生、高校生、大学生が、被害者家族や遺族の置かれた状況を理解するとともに命の大切さを学ぶ機会を充実します。

■児童虐待や配偶者暴力の防止の意識啓発 (企画県民部・健康福祉部)

地域全体で子どもと子育てをしている親を見守る機運を醸成するとともに、児童虐待や配偶者暴力の撲滅をめざす啓発活動を実施します。

また、地域の見守りの一環として、児童虐待や配偶者暴力が少しでも疑われる早い段階で、匿名で相談できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談への通報や、民生委員・児童委員や関係機関に通報する意識啓発を行います。

■事業者への意識啓発 (企画県民部)

犯罪被害者等の心情や状況等を理解し、社内での二次被害を防止するとともに、治療を要したり、各種の行政手続き等の対応に迫られる状況に配慮し、休暇制度など取得しやすい環境整備への取組を促進します。

【二次被害の防止】

被害者は、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道、友人、親戚、刑事司法制度などによる無理解や偏見に基づく間違った言動等によって、様々な問題に苦しめられます。

二次被害を防止するためには、

- ・言わなくても済む言葉(不適切な言葉)は言わない
- ・二次被害を与えてしまうかもしれないことを意識する
- ・二次被害が最小限になるように考える
- ・被害者の人権やプライバシーの保護に配慮する

といったことを徹底し、犯罪被害者等が地域のなかで再び平穏な生活を取り戻せるよう寄り添う気持ちを持つことが大切です。

イ 被害者等への支援の充実

突然犯罪等に巻き込まれ、犯罪への憤りや家族を亡くした悲しみ等を抱えながら、様々な対応や手続等に迫られる状況に置かれる犯罪被害者等の身体的、精神的負担の軽減を図るため、相談窓口の運営をはじめ、各種支援を行います。

《主な取組》

(相談体制の充実)

■相談窓口の充実【再掲】 (警察本部)

県警各部署において、ストーカー、DV、性犯罪、特殊詐欺、悪質商法、サイバー犯罪、暴力団犯罪、交通事故など被害者が直面する様々な相談に適切に対応します。

また、犯罪被害者等への支援について、県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける(公社)ひょうご被害者支援センターに委託し、被害者からの相談に対応するほか、法律相談や心理相談の実施、裁判所等への同行等の支援を行います。

■関係機関の連携の強化【再掲】(企画県民部・健康福祉部・教育委員会・警察本部)

庁内各部署において、虐待、いじめ、家庭内暴力、悪質商法や特殊詐欺など消費生活上の問題、交通事故、性犯罪など様々な事案に応じて、被害者が相談しやすい窓口を充実するとともに、よりきめ細かな対応ができるよう、関係機関の連携の強化を図ります。

(性犯罪・性暴力等被害者への支援の充実)

■性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい相談窓口(ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」)の運営【再掲】 (企画県民部)

警察に相談することができない性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防ぐため、専用相談窓口を設け、医療費助成、医療機関等への同行支援、法律相談、心のケア等をワンストップで実施します。

■性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」の運営【再掲】 (警察本部)

性犯罪被害の潜在化を防ぐため、性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」(本県では警察本部に設置している「性犯罪被害110番」に接続)を設置し、性犯罪被害者からの相談に24時間対応しています。

■関係機関の連携強化【再掲】(企画県民部・健康福祉部・教育委員会・警察本部)

被害が潜在化しやすい傾向にあることから、被害者に必要な支援が届くよう、教育機関(小中高等学校、特別支援学校、大学・専門学校等)、県医師会、こども家庭センター、女性家庭センター等との連携を強化します。

■性犯罪・性暴力被害者への支援の充実【再掲】 (企画県民部)

性犯罪・性暴力被害者への支援にあたって専門的な知識やノウハウが必要とされることから、(公社)ひょうご被害者支援センター、(公社)全国被害者支援ネットワーク、性暴力被害者支援センター・ひょうごなどのNPO、医師会等と連携し、支援の質の向上を図ります。

(経済的支援の充実)

■犯罪被害給付制度の適正な運用 (警察本部)

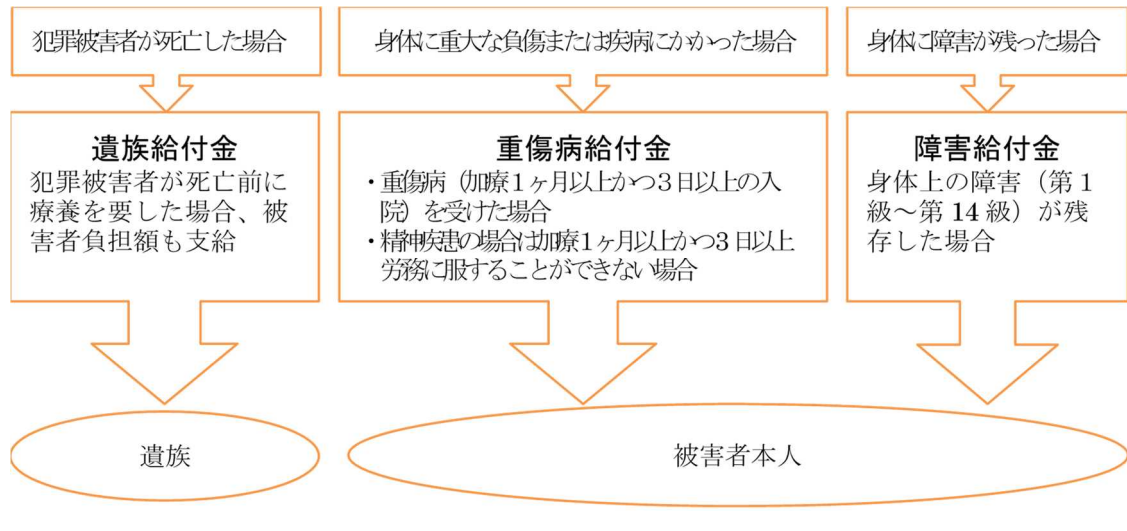
犯罪被害給付制度について、制度の対象となる被害者等に積極的に情報提供し、

具体的な請求方法等のアドバイスをします。

また、市町が支給する傷害・遺族支援金の制度についても被害者等に対して積極的に情報提供を行います。

【犯罪被害給付制度の概要】

故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族や、重傷病または障害が身体に残存するという重大な被害を受けた犯罪被害者に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給しています。



【市町における犯罪被害者等支援の取組】

令和3年4月現在、県内では20市19町が犯罪被害者等支援条例等を制定しており、そのうち39市町で傷害・遺族支援金が制度化されています。

■犯罪被害発生直後の経済的負担の軽減（警察本部）

犯罪の発生により居住が困難となった被害者等が一時避難する施設の使用経費や自宅のハウスクリーニング費用、身体犯被害者の診断料等の一部について、公費負担を行います。

■生活の継続を支える経済的支援の実施（企画県民部・健康福祉部・教育委員会）

犯罪被害者や犯罪により生計維持者等を亡くした被害者遺族に対し、生活を継続していくことができるよう、生活保護、生活資金・福祉資金の貸付などの相談に応じ、必要な経済的支援を行います。

また、犯罪被害者等家族となり、経済的支援が必要となった公立高校の生徒や私立学校に在籍する小中高校生に授業料軽減等の補助や奨学金等の貸与・支給を行います。

（住居確保への支援）

■住居の優先入居等（県土整備部）

県営住宅への優先入居や、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進し、犯罪被害者が円滑に入居できる住宅の確保に取り組みます。

(就労の支援)

■就労支援の充実【再掲】 (産業労働部)

就職や職業能力の開発に関する情報提供や相談を実施するとともに、就職に必要な専門知識・技術の習得のため、ものづくり大学校や神戸高等技術専門学院等において訓練の機会を提供します。

(保健医療福祉サービスの提供)

■こころのケアの充実 (健康福祉部)

こころのケアセンターで犯罪被害によるトラウマ、PTSDなどこころのケアに関する専門的な相談・診療を行うとともに、精神保健福祉センターで複雑困難なこころの悩みや精神的な病気に関する相談に対応します。

■子どものこころのケアの充実 (健康福祉部・教育委員会)

犯罪被害者等となった子どもとその保護者に対して、こども家庭センターのほか、公立小中高等学校、特別支援学校に配置されたスクールカウンセラーやキャンパスカウンセラー等が中心となって、こころのケアをはじめ必要な支援を行います。

■高齢者や障害のある人の権利擁護の推進 (健康福祉部)

高齢者や障害のある人が家庭や施設等で受けた虐待事案や権利擁護を必要とする事案等の相談に対応します。

■DV被害者等の安全確保と支援の充実 (健康福祉部)

被害者等(保護監督する子どもを含む)の身の安全を確保するため、一時避難先を確保するとともに、住居確保や就業支援など将来の自立や安定した生活に向けた各種支援を行います。

(再被害の防止)

■犯罪被害者の安全の確保【再掲】 (警察本部)

犯罪の被害者が加害者から再被害に遭うことがないように、被害者の保護対策、加害者の居所の把握や情報提供、パトロールの実施など、再被害防止に向けた対応を徹底します。

(犯罪被害者等の支援に関わる人材の資質の向上)

■相談窓口等での二次被害防止の徹底 (企画県民部)

犯罪被害者等が二次被害を受けずに行政の相談窓口や関係機関を活用できるよう、また、各種支援を行った行政や関係機関で被害者等のプライバシーが守られるよう、行政や関係機関の職員等に犯罪被害者の置かれた状況や心理状況等について理解を深める研修等を実施します。

■研修の充実 (企画県民部)

支援の質の向上を図るため、学識、弁護士、専門支援団体等を講師に招いた講座や事例検討等による研修を充実し、行政、関係機関の職員等の資質の向上を図ります。

■手引書等の活用（企画県民部）

被害者等の支援ニーズが複数の機関の支援策にまたがることを想定し、県警、県、国、市町の関係機関や支援団体、NPO等の支援策や支援のフロー等をまとめた手引書等を活用し、必要に応じて他所への紹介や引継を行うよう努めます。

ウ 関係機関・団体等との連携の強化

犯罪被害者等が必要とする支援を継続して受けることができ、地域で犯罪被害者等を見守り、支えていくため、国、県警、県、市町、検察、保護観察所、裁判所、弁護士会、(公社)ひょうご被害者支援センター、被害者支援団体、事業者、教育機関等、多様な機関の連携を強化します。

《主な取組》

(連携の強化)

■市町との連携の強化（企画県民部）

住民にとって最も身近な行政窓口であり、生活に密着した行政サービスを提供する市町において、犯罪被害者等への支援の質が向上するよう、市町担当者向けに学識や弁護士を講師に招いた研修会や事例検討会を実施するとともに、県と市町の情報共有を推進するほか、必要に応じて専門家につなぐなど後方支援を充実します。

■多様な関係団体等との連携（企画県民部・警察本部）

被害者に寄り添った支援を充実するため、国、県、市町、県警、犯罪被害者団体、自助グループ、NPO、関係機関・団体等、多様な機関が参加するネットワーク会議を運営します。

■民間支援団体との連携（企画県民部）

(公社)ひょうご被害者支援センターと連携した普及啓発活動や定期的な意見交換を行い、犯罪被害者等支援についての県民の意識醸成と犯罪被害者等への支援の充実を図ります。

(国との協働)

■地域の実情に応じた施策の推進（企画県民部・警察本部）

経済的支援をはじめ犯罪被害者等のニーズに応じた支援の充実を国に働きかけるとともに、地域の実情に応じた施策が展開できるよう、国交付金の活用や、国と協働で取り組むことが効果的な施策等を積極的に国に提案します。

エ 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定

犯罪被害者等の支援の方向性や各主体の責務をより明確にし、県民の理解を増進するとともに、県民、関係機関・団体等が一体となって総合的な支援を推進する観点から、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定に向けて検討を進めます。

更生支援と再犯防止の推進にあたって

兵庫県では、これまで国が提唱する、すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の趣旨に賛同し、長年に渡り、犯罪や非行のない安全安心な社会を築くための取組を県民、事業者、関係行政機関、民間団体等と連携して進めてきました。

兵庫県は、何かのきっかけで犯罪や非行をした人が、社会でもう一度やり直したいと思い、懸命に立ち直りに励む時に、社会から排除、孤立させるのではなく、再び地域に受け入れ、社会の責任ある一員となるよう支え、見守る、誰もがやり直すチャンスを得られる地域でありたいと考えています。

そのことがひいては犯罪や非行のない地域の安全安心を高めることにもつながります。

また、これらの取組は、誰もが安心して暮らせるまちづくりの枠組をさらに豊かにする取組であるともいえます。このような経緯や考えを踏まえ、再犯防止の推進については、地域安全まちづくりの一環として位置づけ、更生支援と再犯防止施策に取り組んでいきます。

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

犯罪をした人等*の立ち直り等を支援するとともに、住民一人ひとりがその人達への理解を深め、見守り、共存する地域づくりをめざす。

取組の考え方

更生支援や再犯防止について県民の理解を深めるため、広報啓発活動を実施するとともに、国、県、市町、関係機関・団体等と連携して、就業機会や住居の確保等への支援、福祉支援に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰を支援します。

※犯罪をした人等： 犯罪をした人、非行少年や非行少年であった者。

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

ア 県民・事業者等への理解の促進

イ 就労支援等の充実

ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供

エ 関係機関・団体等との連携の強化

オ 再犯防止推進計画の策定

ア 県民・事業者等への理解の促進

より犯罪の少ない安全安心な地域とするため、県民にとって馴染みの薄い再犯防止の考え方や取組について理解を深めます。

《主な取組》

(啓発活動の推進)

■「社会を明るくする運動」の周知 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部)

犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱し保護司会を中心に官民で構成する推進委員会が進める「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、多様な手法を活用してわかりやすく広報し、県民の理解を促進します。

■地域で見守る機運の醸成 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部・教育委員会・警察本部)

犯罪をした人等が罪を償い、社会復帰後、地域で孤立することのないよう、地域で受入れ、見守る機運を醸成します。

とりわけ、非行少年の立ち直りについては、地域での声かけ、居場所づくり、継続的な補導活動等、非行少年の特性に応じ、地域、関係団体、関係機関等が連携し、社会的、教育的に配慮した支援に努めます。

■教職員への理解・啓発の促進 (教育委員会)

教職員への研修会の開催や教育資料の普及等を通じて、刑を終えて出所した人や犯罪被害者等の人権について正しい理解と共生をめざす姿勢を育み、児童・生徒への指導力の向上や人権意識の高揚を図ります。

(顕彰の促進)

■再犯防止に取り組む個人・団体等の顕彰の促進 (企画県民部)

再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった個人・団体等を地域安全まちづくり活動賞等において表彰するとともに、国が設置する表彰制度に推薦します。

イ 就労支援等の充実

犯罪をした人等が地域で生活を営む基盤となる就労を支援するとともに、就労等に先立って必要となる住宅の確保を支援します。

《主な取組》

(保護観察対象者等への就労支援)

■就労機会の拡大を支援 (産業労働部)

保護観察対象者等の就労機会の拡大を図るため、就労支援員を配置し、協力雇用主の拡大や事業主向けセミナー等を実施します。

■就労に必要な基礎的能力等の習得や企業とのマッチングを支援（産業労働部）

就労を希望する保護観察対象者等にビジネス基礎研修や企業での職場体験を経験させるとともに、就職活動時に助言・指導を行い、就職に結びつくよう支援します。

■暴力団離脱者への就労支援（警察本部）

暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を確保します。

（事業者へ雇用促進の働きかけ）

■保護観察対象者等の雇用に対する理解の促進（産業労働部）

保護観察対象者の雇用機会を充実するため、シンポジウムの開催や情報誌の発行を通じて保護観察対象者の雇用について協力雇用主の理解を促します。

■就労奨励に向けた経済的支援の充実（産業労働部）

刑務所出所者等の雇用を促進するため、刑務所出所者等を新たに雇い入れた事業者に対し、給与や研修に要する経費の一部を助成します。

■入札・契約制度における優遇措置（県土整備部）

刑務所出所者等を雇用した事業者（下請業者が刑務所出所者等を雇用した場合を含む）に対し、県の入札・契約制度の技術・社会貢献評価数値の加点を行い、受注機会の拡大を通じて、刑務所出所者等の雇用の促進を図ります。

（関係機関等が連携した就労斡旋等の充実）

■関係団体・機関等が連携した就労率の向上（企画県民部・産業労働部）

出所者の働く場を確保するため、矯正施設、コレワーク近畿、保護観察所、公共職業安定所、NPO、関係団体・機関等が連携して、企業・団体向け説明会の開催、事業者の求人に対応するマッチングの支援等、就労支援の充実を図ります。

（住宅支援の充実）

■住宅確保への支援（県土整備部）

県営住宅への一時入居や、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進し、矯正施設退所者が円滑に入居できる住宅の確保に取り組みます。

ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供

矯正施設を出所、または起訴猶予等となった障害者や高齢者で自立した生活を営むことが困難な人が、地域の中で穏やかに社会生活を営むことができるよう、関係機関・団体と連携し、支援します。

《主な取組》

(福祉サービスの提供)

■出所後の生活安定への支援の充実【再掲】 (健康福祉部)

矯正施設の出所予定者で、高齢や障害があり自立した生活を営むことが難しく、出所後は福祉的支援が必要と認められる人に対し、保護観察所、矯正施設、更生保護施設、市町、関係団体等と連携し、出所後は地域で穏やかに生活を営むことができるよう、矯正施設在所中に生活保護をはじめ、必要な福祉サービスの受給等に向けた申請支援等の特別調整を実施します。

■障害者・高齢者の立ち直り支援の充実【再掲】 (健康福祉部)

罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者に対し、釈放後、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるよう、保護観察所や検察庁等刑事司法機関、県弁護士会及び帰住先市町等と連携し、必要な福祉サービスに円滑につなげるための調整を実施します。

(薬物依存者等への支援)

■薬物依存症者の医療体制の充実 (健康福祉部)

薬物依存に関する治療拠点機関、専門医療機関の指定を行うとともに、依存症患者への対処法、回復に向けた関係機関との連携方策等についての医療従事者への研修を実施し、医療提供体制を強化します。

■薬物依存に関する相談窓口の充実 (健康福祉部・警察本部)

医療機関等と連携し、薬物依存者への相談や家族教室、専門医等による個別相談を実施し、薬物離脱や社会復帰を支援します。また、精神保健福祉センターや各健康福祉事務所、保健所等、身近な場所で薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談対応を充実するとともに、薬物乱用の青少年の相談や指導に対応します。

■薬物依存症者、乱用者の社会復帰支援の充実 (健康福祉部)

薬物依存症者、乱用者の社会復帰を支援するため、薬物の再乱用防止プログラムや依存離脱指導カリキュラムの充実に取り組む矯正施設、保護観察所や、薬物依存症の治療を実施する専門医療機関、自助グループとの連携を強化します。

■関係機関の連携の強化 (健康福祉部)

地域における薬物依存に関する課題を共有し、協働して課題解決に対応するため、県、医療機関、ダルクを含めた民間団体等との連携を強化します。

エ 関係機関・団体等との連携の強化

再犯防止の取組は、支援の分野が就労、福祉、住宅等、様々な分野にまたがるとともに、刑事司法機関、国、県、市町、関係団体、NPO等、多様な機関・団体が支援主体として関わる必要があることから、情報共有に努めるとともに、関係機関との連携を強化します。

《主な取組》

(連携の強化)

■再犯防止関係機関連絡会議の設置 (企画県民部)

再犯防止対策をさらに推進するため、神戸地方検察庁、神戸保護観察所、矯正施設、更生保護団体、県、市町、県警、社会福祉協議会、関係団体等が参加する連絡会議を設置し、情報共有を基本に、各機関が連携し効果的な支援策の展開に努めます。

■県市町が連携した支援の充実 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部)

福祉、就労、住宅確保等、出所者等の生活に密着した支援については、県、市町が連携し、効率的に実施できるよう、情報共有の機会の拡充を図ります。

また、市町で円滑に各種の支援が展開されるよう、県と市町の担当者連絡会議等を設置するなど、課題の共有や県市町一体となった支援体制等の調整に努めます。

(連携した活動を支援)

■手引書の活用 (企画県民部)

保護司等の更生保護関係者の活動を支援するとともに、多様な関係機関の支援の充実につなげるため、関係機関の各種支援制度等を紹介する手引書を作成し、配布します。

(国との協働)

■情報の共有 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部)

法務省が把握する出所者(満期出所者を含む)への支援を行うために必要な情報や、犯罪をした者等に対する指導・指導についての調査研究等、支援に役立つ情報の適切な提供を求め、市町や関係機関・団体等と個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ共有します。

■地域の実情に応じた施策の推進 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部)

地域の実情に応じた施策を推進するとともに、国と協働で取り組むことが望ましい施策等を積極的に国に提案します。

オ 再犯防止推進計画の策定

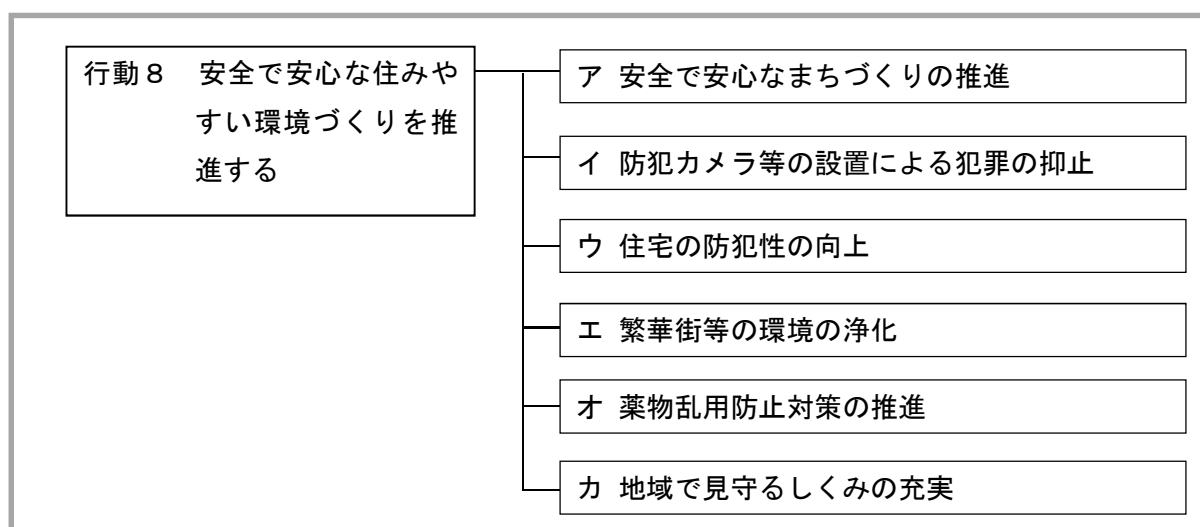
来年度改定する国の再犯防止推進計画に合わせ、更生支援と再犯防止対策について、独立した「再犯防止推進計画」の策定に向けて検討を進めます。

行動8 安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

地域を構成する県民、事業者、県、市町、県警、関係団体等が連携し、様々な空間や場面で犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりをめざす。

取組の考え方

誰もが安全で安心して暮らせる環境を創出するため、事業者をはじめ関係機関、関係団体、県民等と連携しながら、犯罪防止に配慮した道路、公園、住宅等の整備に努めるとともに、繁華街等の環境浄化など、様々な場所や場面で犯罪の起きにくい取組を推進します。



ア 安全で安心なまちづくりの推進

犯罪防止に配慮した安全で安心なまちづくりを進めるため、道路、公園、駐車（輪）場、住宅などまちの基盤整備に努めるほか、犯罪抑止に効果のある地域の環境美化を推進します。また誰もが安全で快適に暮らせるよう、公共施設や公共交通機関等の安全整備の向上を支援します。

《主な取組》

（犯罪防止に配慮したまちづくり）

■道路・公園・駐車（輪）場の防犯指針の普及啓発（企画県民部・県土整備部）

樹木の剪定による見通しの確保など、防犯に配慮した道路や公園、駐車（輪）場のあり方を示した「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」について、これらの施設の設置・管理者等への普及啓発を行い、防犯性に優れた施設の整備や防犯上の注意事項の周知に努めます。

■防犯まちづくりの推進（県土整備部）

道路の歩車道分離（通学路の歩道等の整備等）、公園の植栽剪定や照明点灯時間の工夫、県営住宅エレベーター内の防犯カメラ設置等、防犯に配慮した都市基盤整備を進めます。

■防犯優良駐車場登録制度・防犯設備優良住宅認定制度の普及促進（警察本部）

（公社）兵庫県防犯協会連合会、（特非）兵庫県防犯設備協会と連携し、犯罪に遭いにくい設備等を満たしている駐車場を防犯優良駐車場として登録、住宅を防犯設備優良住宅として認定する制度を普及し、防犯意識と防犯力の向上を図ります。

■空き家の適正管理の推進（県土整備部）

放置された空き家が犯罪の温床や危険な遊び場となることを防ぐため、空家等対策の推進に関する特別措置法も踏まえ、市町と連携して、空き家の所有者等による適正な管理を促すとともに、周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の除却を進めます。

（防犯効果を高める環境美化の推進）

■不法投棄を許さない地域づくりの推進（農政環境部）

住民、事業者等と連携して不法投棄監視パトロールを実施するなど、地域全体で不法投棄の未然防止に取り組みます。

■ひょうごアドプトの推進（県土整備部）

県が管理する道路・河川・海岸の草刈りや植栽、清掃美化活動等を行う地域団体と、県・市町が3者で合意書を交わし、用具の提供等を行うことで、団体の取組を支援します。

■屋外広告物対策の推進（県土整備部）

違反広告物対策として、住民ボランティア団体による簡易な違反広告物の撤去を実施するなど、周辺景観やまちなみと調和した良好な広告景観の形成を推進します。

（公共交通・公益的施設等の安全整備の向上）

■福祉のまちづくり条例の推進（県土整備部）

福祉のまちづくり基本方針に基づき、バリアフリー整備基準に適合した施設整備など総合的かつ体系的に福祉のまちづくり施策を展開します。

■ユニバーサル社会づくり推進地区の整備（県土整備部）

すべての人が暮らしやすく活動できるまちづくりを進めるため、市町と地域住民が協働してまちづくりに取り組む地区をユニバーサル社会づくり推進地区に指定し、ハード・ソフト両面から取組を支援します。

■兵庫ゆずりあい駐車場制度の普及推進（健康福祉部）

障害者等のための駐車スペースの適正利用を図る「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及を推進します。

■鉄道駅舎エレベーター等の設置促進（県土整備部）

鉄道駅舎の利便性・安全性の向上を図るため、エレベーター設置等の駅舎のバリアフリー化を支援します。

■鉄道駅ホームドアの設置促進（県土整備部）

駅ホームからの転落防止等の安全性向上を図るため、鉄道駅のホームドア設置を支援します。

■ノンステップバス等の導入促進（県土整備部）

高齢者や障害者等が乗り降りしやすいノンステップバスの導入を支援します。

イ 防犯カメラ等の設置による犯罪の抑止

犯罪を抑止し、死角のないまちづくりを推進するため、まちづくり防犯グループや商店街等が地域の特性に合わせて取り組む防犯カメラ等の設置を支援します。

《主な取組》

■防犯カメラの普及啓発（企画県民部・警察本部）

公共空間等に設置される防犯カメラは、犯罪の予防や犯罪者の検挙に有効ですが、一方でプライバシーへの配慮なども必要とすることから、設置の効果や適切な管理運営方法等を紹介し、防犯カメラの普及啓発に努めます。

■防犯カメラの設置推進【再掲】（企画県民部・警察本部）

まちづくり防犯グループ等による自主的な防犯活動を補完し、より安全安心なまちづくりを推進するため、防犯グループ等の地域団体による防犯カメラの設置を県、市町、警察が連携して支援します。

■商店街・小売市場における共同施設の整備（産業労働部）

商店街等において共同で設置する防犯カメラ等の整備を支援します。

■防犯灯整備の啓発（企画県民部）

必要な場所に防犯灯の整備が進むよう、犯罪の起こりにくい道路等のあり方を示した指針の普及啓発に努めます。

ウ 住宅の防犯性の向上

県民一人ひとりが住宅等の侵入盗への対策強化に取り組めるよう、ドアや窓等用の防犯性の高い建物部品の普及啓発、防犯診断を含めた防犯教室の開催等に、住宅関連事業者や関係団体等と連携して取り組みます。

《主な取組》

■住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発（企画県民部・県土整備部）

防犯に配慮した住宅・住宅地のあり方を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、住宅や住宅地を整備しようとする者等への普及啓発を行い住宅・住宅地の防犯性を高めます。

■防犯優良マンション供給の推進（県土整備部・警察本部）

犯罪の予防と県民の防犯意識の向上を図るため、(公社)兵庫県防犯協会連合会、

(特非)兵庫県防犯設備協会、(公財)兵庫県住宅建築総合センターと連携し、犯罪に遭いにくい構造・設備の基準を満たしているマンションを防犯優良マンションとして認定する制度を普及し、防犯性能に優れたマンションの供給を推進します。

■防犯優良機器の普及促進 (警察本部)

ピッキングに強い鍵、衝撃を与えても割れにくい防犯ガラス等、防犯上優れている機器等について、防犯教室や防犯設備展等を通じて普及促進に努めます。

エ 繁華街等の環境の浄化

繁華街等を誰もが安心して通行でき、魅力あふれるものとするため、県、県警、地域住民、商店街振興組合、市町等が協働して、環境浄化の普及啓発を行うとともに、客引き行為者や有害な店舗の営業者等に対する取締りや指導を強化します。

《主な取組》

■客引き行為等の防止に関する条例の運用 (企画県民部)

誰もが安心して公共の場所を通行し利用できるよう、地域住民、商店街、市町、県警等と連携して「客引き行為等の防止に関する条例」の周知を図るとともに、同条例で指定する禁止地区での巡回や合同警戒等の取組を強化するほか、客引き行為者等への指導を徹底します。

■深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発 (企画県民部・警察本部)

深夜(午後11時～翌午前5時)に営業する店舗やその周辺の安全を確保するためのあり方を示した「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」について、事業者等へ普及啓発、防犯指導、防犯訓練等を行い、地域の安全性を高めます。

■官民協働による安全安心な繁華街・歓楽街の確保のための環境浄化の推進

(企画県民部・警察本部)

商店街等及び自治体で構成されるまちづくり協議会を活性化するなどして、迷惑行為の防止と街並みの改善に関する活動を行う関係団体と十分に連携を図りながら取組を推進します。

オ 薬物乱用防止対策の推進

大麻や覚醒剤等の違法薬物の乱用を防止するため、警察、行政、教育機関、地域ボランティア、関係団体、事業者等と連携し、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。

《主な取組》

■薬物の濫用の防止に関する条例の運用 (健康福祉部)

薬物の濫用の防止に関する条例の適正な運用を通じ、県警等と連携して危険ドラッグ販売店等の指導取締りを実施します。

■薬物の乱用防止対策の推進（健康福祉部）

大麻や覚醒剤等の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用防止指導員を中心として「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚醒剤乱用防止運動の期間に地域に密着した重点的な街頭啓発活動等を行います。

また、同指導員による地域や学校での薬物乱用防止教室・講習会の開催や健康福祉事務所での薬物相談窓口の開設など、薬物乱用を許さない社会づくりに取り組みます。

警察、行政、教育機関など関係機関相互の緊密な連携を図るため、兵庫県薬物乱用対策推進会議を設置・運営します。

カ 地域で見守るしくみの充実

地域の安全をより高めるため、日常生活の中で異変に気づいた際や、虐待等が疑われる場合、地域の安全環境や近隣住民の安否に関して不安を感じた場合等に、匿名でも通報できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談を運営します。

《主な取組》

■「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談の実施【再掲】

（企画県民部・警察本部）

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や虐待、DV、いじめ等が疑われる場合、近隣の一人暮らしの高齢者等を見かけない場合等に、気軽に匿名でも通報でき、その相談を速やかに担当機関につなぐ「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談を県と県警が共同して運営し、犯罪の未然防止と早期発見を図ります。

■地域安全まちづくり推進員やひょうご地域安全まちづくり推進協議会等と連携した啓発と利用の促進（企画県民部）

地域安全まちづくり推進員やひょうご地域安全まちづくり推進協議会の構成団体（113団体）と連携した啓発を行い、「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談の利用を促進します。

また、異変をキャッチするポイントや連絡方法などをまとめたマニュアルを共有し、関係機関・団体等との円滑な連携を図ります。

■自殺対策の総合的な推進（健康福祉部）

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」をめざして、市町や関係機関・団体等と連携し、相談体制の充実や地域の相談支援ネットワークの構築、地域レベルの実践的取組を支援するなど自殺対策を総合的に推進します。

〔参考：第5期推進計画の成果〕

地域安全まちづくり推進計画（第5期）

【位置づけ】

地域安全まちづくり条例第12条に基づく計画

（再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねる）

【基本理念】

人と人、人と地域の絆を強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる元気な兵庫の実現をめざす。

【計画期間】

令和元年度～令和3年度（3年間）

成果指標の達成状況

成果指標	目 標	成 果		
		H30	R3	増減
客観指標	刑法犯認知件数を減少傾向で維持させる。	44,233 件	30,003 件	△14,230 件
重点目標①	高齢者の特殊詐欺被害を減少させる	773 件	859 件	+86 件
重点目標②	子どもに対する声かけ事案等発生件数を減少させる	2,466 件	1,948 件(R2)	△518 件
主観指標	「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人(体感治安)」の割合が、82.4%(最高値)を上回る。	78.2 %	79.6 %	+1.4 %

(1) 刑法犯認知件数は減少傾向を維持

刑法犯認知件数は平成30年に5万件を下回り、さらなる減少を図るため、成果指標として、刑法犯認知件数を減少傾向で維持することをめざしました。まちづくり防犯グループなどによる防犯活動や防犯カメラの設置促進、「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談の実施など様々な取組を行った結果、令和3年には、刑法犯認知件数は平成30年から約1万4千件減少し、30,003件となりました。

(2) 高齢者の特殊詐欺被害を減少させる

第5期計画では、当時の犯罪等の状況を踏まえ、みんなで重点的に取り組むことのできる住民目線の重点目標を2項目設定し、1つ目として、高齢者の特殊詐欺被害を減少させることをめざしました。特殊詐欺防止に関する啓発や被害が疑われる場合の地域住民による声かけ運動等に取り組みましたが、令和2年は認知件

数が大幅に増加しました。令和3年は減少に転じたものの、依然、平成30年を上回る認知件数となっています。

(3) 子どもに対する声かけ事案等発生件数を減少させる

重点目標の2つ目として、性犯罪の前兆ともみられる子どもに対する声かけ事案等発生件数を減少させることをめざしました。まちづくり防犯グループ等の登下校時の見守り活動や、地域住民一人ひとりが日常生活の中で子どもの安全を意識して見守る「ながら見守り」の呼びかけ等の取組を行った結果、令和2年には、声かけ事案発生件数は平成30年から約500件減少し、1,948件となりました。

ただし、コロナ禍による外出自粛により、子ども及び大人の外出が減少した影響を考慮する必要があります。

(4) 「体感治安(住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人)」の割合は微増

県民の地域の治安状況への認識を反映させる指標として、県民意識調査において毎年調査している「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人」の割合について、82.4%（最高値(平成25年度)）を上回ることをめざしました。令和元年度は79.4%、令和2年度は82.8%(最高値)、令和3年度は79.6%と2年度に過去最高値を更新し3年間平均で約8割の県民が体感治安を良好と認識しています。